

（第2期）

京都市地域 循環型社会形成推進地域計画

（第1期：平成17年度～平成22年度）

☆（第2期：平成23年度～平成27年度）

京都市

平成22年12月

目次

〔本編〕

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1) 対象地域.....	1
(2) 計画期間.....	1
(3) 基本的な方向.....	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	3
(2) 生活排水の処理の現状.....	4
(3) 一般廃棄物等の処理の目標.....	5
(4) 生活排水処理の目標.....	6
3 施策の内容.....	7
(1) 施策一覧.....	7
(2) 処理について.....	10
(3) 処理施設等の整備.....	13
(4) 施設整備に関する計画支援事業.....	14
(5) その他の施策.....	14
4 計画のフォローアップと事後評価.....	15
(1) 計画のフォローアップ.....	15
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	15

〔添付資料等〕

総括表等（様式）

様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1

様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

様式3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

添付資料

添付資料1 対象地域図、現況及び計画施設位置図

添付資料2 目標の設定に関するグラフ等

添付資料3 分別区分説明資料

添付資料4 現有処理施設の概要

添付資料5 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

参考資料（様式）

事業番号6 参考資料様式2（高効率原燃料回収施設）

事業番号7 参考資料様式2（高効率原燃料回収施設）

事業番号37 参考資料様式6（計画支援概要）

事業番号8 参考資料様式1（リサイクルセンター）

事業番号9 参考資料様式5（浄化槽系）

事業番号9補助資料 平成23年度浄化槽設置整備計画書

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

市町村名	京都市
面積	827.90 km ²
人口	1,462,203 人
世帯数	676,917 世帯（※いずれも平成22年4月1日現在）

(2) 計画期間

本計画は、「京都市地域循環型社会形成推進地域計画」の第1期（平成17年度から平成22年度末）に引き続く第2期計画として策定するものであり、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間を期間とする。また、本計画期間後については第3期計画を策定し、継続して必要な事業を実施する予定である。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

京都市は、山紫水明の自然と千二百余年におよぶ悠久の歴史が、優れた伝統と文化を育み、年間5,000万人の観光客が訪れる国際文化観光都市である。一方、他の大都市と同様に、利便性や消費優先の社会が進み、伝統的家屋からビルへの変容、核家族化の進行に伴う全市的な世帯数の増加などにより、廃棄物も多く発生している。

家庭から排出されるごみについては、有料指定袋制の導入やプラスチック製容器包装の分別等の取組により順調に減量されているが、事業所から排出されるごみについては、減量されてはいるものの、市総受入量の約六割を占めることから、その対策が喫緊の課題となっている。

本市ではこうしたごみの現状や社会の動向を踏まえ、平成21年度に「京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)」を策定した。この計画では、従来の計画を継承した「2R*に重点を置いた3R**」の取組の展開、ごみの適正処理及びエネルギー回収最大化をベースとして、平成32年度のごみ量を、ピーク時（平成12年度）の半分以下に減らすという挑戦的な目標を設定している。

さらに、この目標を達成するための施策をより効果的に推進するため、市民の声を踏まえ、以下の5つの方策を「重点戦略」として掲げている。

- ・京都から「ごみにならないものづくり」を発信する『1 包装材削減推進京都モデル』
- ・徹底した事業ごみの減量に向けた『2 事業ごみの減量対策』
- ・日常とは異なる場面でのエコ化を推進する『3 イベント等のエコ化の推進』
- ・気軽に安心して出せる資源回収を進める『4 多様な資源ごみの回収の仕組みづくり』
- ・手付かずの資源を最大限に有効利用する『5 バイオマスの利活用』

このように本市の現状から浮かび上がった課題に対応し、効率的なごみの減量を進め、適正な廃棄物管理システムを構築するとともに、京都のまちが持つ「市民力」や「地域力」を総結集して、循環型社会、低炭素社会の構築に向け世界をリードする「環境モデル都市・京都」の実現を目指すものである。

(注) * 2R: 「ごみの発生抑制 (リデュース)」 及び 「ものの再使用 (リユース)」
** 3R: 2Rに 「再資源化 (リサイクル)」 を加えたもの

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成21年度の一般廃棄物の排出，処理状況は図1のとおりである。

京都市地域での総排出量は集団回収や民間でのリサイクルも含め，643,479トンであり，再生利用（建設リサイクル関係を除く）される再生利用量は130,833トン，リサイクル率は約20.33%である。

市の中間処理による減量化量は432,412トンであり，民間ベースの再資源化を除いた総受入量のおおむね8割が減量化されている。また，民間ベースの再資源化を除いた総受入量の約15%に当たる80,234トンが埋め立てられている。

なお，中間処理量のうち焼却量は501,183トンである。京都市にある4箇所（平成25年度からは東部クリーンセンターを閉鎖して3箇所（予定））の焼却施設では，温水利用や暖房利用を行っているほか，すべての焼却施設に発電設備（平均発電効率は約13.2%）を有している。発電電力は，場内で利用するほか，近隣のリサイクル施設や体育館などにも供給し，さらに余った電力については民間電力会社に売却している。平成21年度の全焼却施設の発電電力量の総計は171,200MWhであり，CO2換算で64,714トンの排出量削減に相当し，地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減に寄与している。

さらに，循環型社会形成推進交付金を活用して整備した西部圧縮梱包施設及び横大路学園（資源ごみ選別施設）においてプラスチック製容器包装の選別圧縮梱包を，同じく魚アラルリサイクルセンター「おさかなエコ館」（ごみ飼料化施設）において魚アラの飼料原料化を行うほか，焼却灰溶融施設（平成22年度稼働予定）を整備して最終処分量の削減及び溶融スラグの有効利用に努める等，循環型社会の形成に向けた種々の取組を進めている。

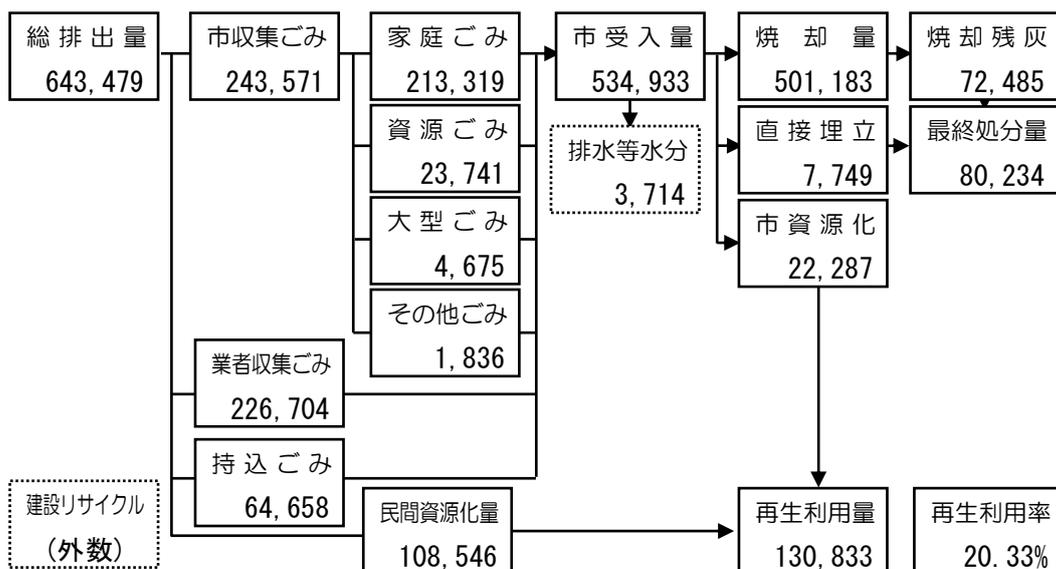


図1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成21年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成21年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。生活排水処理対象人口は、全体で1,462,203人であり、水洗化人口は、1,456,408人、汚水衛生処理率99.6%である。し尿発生量は18,187kl/年、浄化槽汚泥発生量は、11,146kl/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は29,331kl/年である。

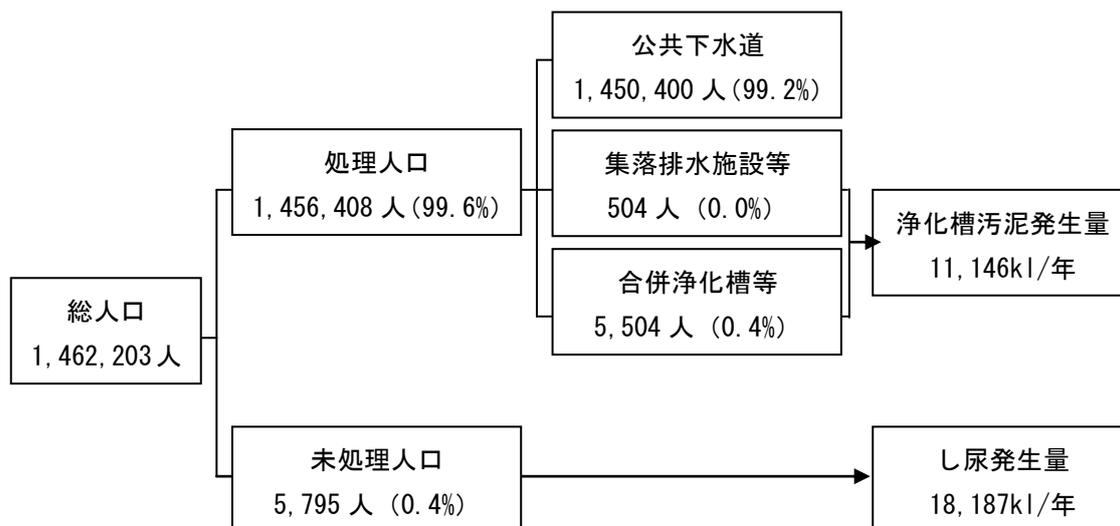


図2 生活排水の処理状況フロー（平成21年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本市が平成22年3月に策定した「京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)」において、現在の生活水準を維持したままで平成32年度のごみ量をピーク時(平成12年度)と比べて半分以下にすることとし、ごみ減量、循環型社会構築、低炭素社会構築に向けた取組目標として表1の数値を掲げている、

うち、本地域計画期間中においては、表中の平成27年度(中間目標値)を目指し、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 ごみ減量、循環型社会構築、低炭素社会構築に向けた計画目標数値一覧

年度(平成)		12	20	27	32	基準年度比		
項目	単位	ごみ量 ピーク	基準 年度	中間 目標	最終 目標			
<ごみ減量に向けた取組目標>								
ごみの総排出量		万t	—	67	58	51	△24%	
内 訳	①市受入量	万t	82	57	47	39	△32%	
	(/1人・日)	グラム	1,530	1,070	890	750	△320	
	内 訳	家庭ごみ量	万t	35	25	21	17	
		(/1人・日)	グラム	640	460	410	320	△140
	内 訳	事業ごみ量	万t	47	32	25	22	
		(/1人・日)	グラム	890	610	480	430	△180
民間資源化量		万t	—	10	11	12		
②再生利用率		%	—	18%	26%	31%	+13pts	
再生利用量		万t	—	12	15	16		
内 訳	民間資源化量(再掲)	万t	—	10	11	12		
	市資源化量	万t	2	2	4	4		
③市処理処分量		万t	80	55	44	36	△35%	
内 訳	処理量	万t	76	53	44	36		
	直接埋立量	万t	3.7	1.6	0.1	0.1		
④市最終処分量		万t	16.5	9.2	3.9	2.8	△70%	
内 訳	直接埋立量(再掲)	万t	3.7	1.6	0.1	0.1		
	焼却灰等埋立量	万t	12.8	7.6	3.8	2.7		
<循環型社会構築に向けた取組目標> (平成17年度)								
⑤資源生産性		万円/t	—	42	更なる向上を目指す			
<低炭素社会構築に向けた取組目標>								
⑥温室効果ガス排出量		万t	24	16	16	13	△19%	
⑦温室効果ガス削減量		万t	1.1	2.2	1.7	2.5	14%	
⑧差引排出量<参考>		万t	23	14	14	10		

①市受入量：ごみの発生抑制・再使用といった上流対策の後、京都市が受入れているごみの量

②再生利用率(率)：ごみの総排出量に対する再生利用量の割合(=再生利用量/(市受入量+民間資源化量)×100%)

③市処理処分量：焼却量等と直接埋立量の合計で、再資源化されないごみの総量(=焼却等処理量+直接埋立量)

④市最終処分量：最終的に埋め立てられている不燃ごみや焼却灰等の総量(=直接埋立量+焼却灰等埋立量)

⑤資源生産性：いかに少ない資源で「もの」や「サービス」を生み出せるか(=市内総生産÷天然資源等投入量)

⑥温室効果ガス排出量：「京都市役所CO₂削減アクションプラン」における事業系部門の廃棄物処理事業と関連する事務系部門の合計値

⑦温室効果ガス削減量：クリーンセンターでの発電による余剰電力(自家消費分を除く)から算出したもの

また、最終目標達成時における一般廃棄物の処理状況フローを図3に示す。

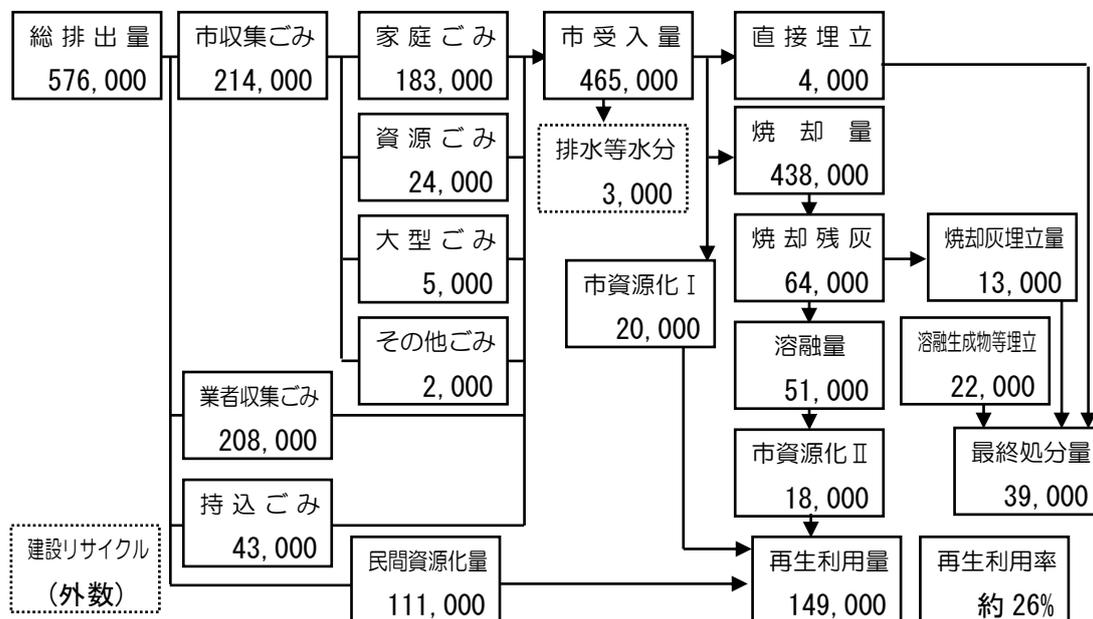


図3 最終目標達成時（平成27年度）における一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成21年度実績	平成27年度目標
処理形態別 人口	公共下水道	1,450,400人(99.2%)	1,440,232人(99.4%)
	農業集落排水施設等	504人(0.0%)	527人(0.0%)
	合併処理浄化槽等	5,504人(0.4%)	5,268人(0.4%)
	未処理人口	5,795人(0.4%)	2,899人(0.2%)
	合計	1,462,203人	1,448,926人
し尿・汚泥 の量	汲み取りし尿量	18,187kl	12,838kl
	浄化槽汚泥量	11,146kl	7,244kl
	合計	29,333kl	20,082kl

3 施策の内容

(1) 施策一覧

(1-1) 「京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)」の施策一覧

「京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)」においては、そもそもごみを出さない 2R に重点を置いた 3R の取組の展開とごみの適正処理, エネルギー回収の最大化を基本に, 3 つの基本方針と 9 つの基本施策を設定したうえで, その目的を達成するために特に推進する必要がある具体的な取組内容として, 以下の 41 の推進項目を掲げている。

なお, 施策の一覧については, 別紙<様式 3>にも資料として添付する。

基本方針 1 「そもそもごみを出さない」

～しまつの心を大切にした京都流のエコスタイルな暮らしによるごみ減量の推進～

基本施策 1-(1) すぐにごみになるものを「買わない・つぐらない」

「ごみになるものを買わない」

- ① ごみ減量推進会議や環境関連団体等の地域における活動と連携した「すぐにごみになるものを買わない, 財布にも環境にもやさしい消費行動」の普及・拡大
- ② 「NO! レジ袋宣言」による市民, 事業者と連携した本格的なレジ袋削減の取組の全市展開
- ③ 京都サンガ F.C.やNPO等の市民団体, 大学, 企業などと連携したマイボトル・マイ箸等の持参運動の全市展開
- ④ 家庭から出るごみの更なる削減に向けた有料指定袋の最大容量 45 リットル袋の廃止の検討

「ごみになるものをつぐらない」

- ⑤ レジ袋削減協定のコンビニエンスストアやドラッグストアなどへの対象業種の拡大, 参加事業者の拡大による大幅なレジ袋の削減
- ⑥ 「ごみになるものをつぐらない・売らない」エコビジネスモデルの普及・促進
- ⑦ 業種別の包装材の削減方法や削減率を定めたガイドラインの作成と徹底した指導
- ⑧ 生産, 流通, 販売の各段階における包装材の一定量の削減を義務付ける条例の検討

基本施策 1-(2) 事業所などから出るごみを減らす

- ① 大規模小売店舗の出店計画時におけるごみ処理方法や資源化方法等の計画書提出の義務化
- ② チェーンストア等多量にごみを排出する事業所への減量指導範囲の拡大
- ③ 業者収集ごみの透明袋製の導入
- ④ 分別排出義務の明確化と収集運搬業者へのペナルティを含む指導の徹底

- ⑤ クリーンセンターにおける搬入監視の強化と分別できていない資源ごみ及び不適物の受入拒否の実施
- ⑥ 有料指定袋制度など事業者が排出するごみの量に応じて処理料金を負担し、減量努力が反映される仕組みづくり
- ⑦ ごみの減量や再資源化を促す処理手数料の見直し
- ⑧ ごみ減量等に取り組む優良事業所の表彰

基本施策 1-（3） 分かりやすい情報提供と環境学習機会の拡大

- ① ごみの減量方法を分かりやすく掲載した総合環境情報誌の作成・全戸配布
- ② 地域ごとのごみの排出状況等の地域特性に応じた指導・啓発の推進
- ③ 子どもたちを指導する立場の先生や地域のリーダー等への理解の促進による指導者から子どもたちへ知識を伝える環境学習の展開
- ④ 業種別のきめ細かい取組方法などの事業者向けの情報提供の推進
- ⑤ 大学、企業と連携した調査・研究と海外研修生の受入れなど技術提携の推進

基本方針 2 「ごみは資源、可能な限りリサイクル」

～地域の特性を活かしたごみを資源に変えるリサイクルの推進～

基本施策 2-（1） 徹底した分別によるリサイクルの推進

家庭ごみのリサイクル

- ① 使用済みてんぷら油などの回収拠点拡大やコミュニティ回収の品目拡大など既存の資源回収の更なる充実
- ② 蛍光管や在宅医療廃棄物などの家庭から出る有害・危険物の回収
- ③ 排出時における不適正ごみへのシール貼付による指導啓発の徹底
- ④ 分別できていないマンションに対する分別義務の徹底と未分別ごみの受入拒否

事業ごみのリサイクル

- ⑤ 業者収集ごみの透明袋製の導入（再掲）
- ⑥ オフィス町内会などの小規模事業所が連携した効率的な資源回収の促進
- ⑦ 業種別のきめ細かい取組方法などの事業者向けの情報提供の推進（再掲）
- ⑧ 分別排出義務の明確化と収集運搬業者へのペナルティを含む指導の徹底（再掲）
- ⑨ クリーンセンターにおける搬入監視の強化と分別できていない資源ごみ及び不適物の受入拒否の実施（再掲）

新たな分別に向けた国への政策提言

- ⑩ 現行の容器包装リサイクル法の対象外となるプラスチック製品の再生利用に向けた新制度の創設（国への提言）
- ⑪ 拡大生産者責任をより重視した経費負担の枠組みづくり（国への提言）

基本施策 2-（2） 地域力を活かした地域密着型の取組の推進

多様な資源回収の機会拡大

- ① 土・日も開設する「より近い・より便利な」常設の回収場所の設置・拡大
- ② 公共施設や民間商業施設における小型家電や携帯電話回収によるレアメタル等のリサイクルの推進
- ③ 地域ごとのごみの排出状況等の地域特性に応じた指導・啓発の推進（再掲）

地域ぐるみの堆肥化の推進

- ④ 周辺地域における農家と連携した生ごみの堆肥化による地産地消のモデル地域の構築
- ⑤ 学校や公園の落ち葉，家庭からの生ごみなどの地域単位での堆肥化の促進

基本施策 2-（3） 「学生のまち、観光のまち」ならでの取組の推進

- ① 学園祭や地域のイベント等のエコ化を推進することにより，次代を担う若者を中心とした更なる環境意識の向上を図るイベントグリーン要綱の策定
- ② 観光地に設置しているごみ容器への外国語やピクトグラム（絵文字）の標記
- ③ 宿泊施設等と連携した宿泊者に対する分別指導の推進

基本方針 3 「ごみは安全に処理して最大限活用」

～ごみの安心・安全な適正処理とエネルギー回収の最大化による温室効果ガスの削減～

基本施策 3-（1） ごみからのエネルギー回収の最大化

- ① 南部クリーンセンター第2工場建て替え時におけるバイオガス化施設の併設
- ② 市内に存在するバイオマス資源（間伐材，剪定枝，下水汚泥など）の総合的な利活用計画の策定とバイオガス化施設の社会実証の検討

基本施策 3-（2） 環境負荷を低減するごみの適正処理

- ① 現行の4工場体制のクリーンセンターを3工場とするなど，経済性に配慮した長寿命化計画による施設の整備・運営
- ② 蛍光管や在宅医療廃棄物などの家庭から出る有害・危険物の回収（再掲）
- ③ ごみの焼却灰に含まれる金属の回収及びレアメタルの含有調査

基本施策 3-（3） 市民の安心・安全とまちの美化の推進

- ① 「京都市災害廃棄物処理計画」や対応マニュアルの点検・見直し
- ② 地域住民や警察等の関係機関との連携による不法投棄対策とまちの美化の推進

（1-2）生活排水対策

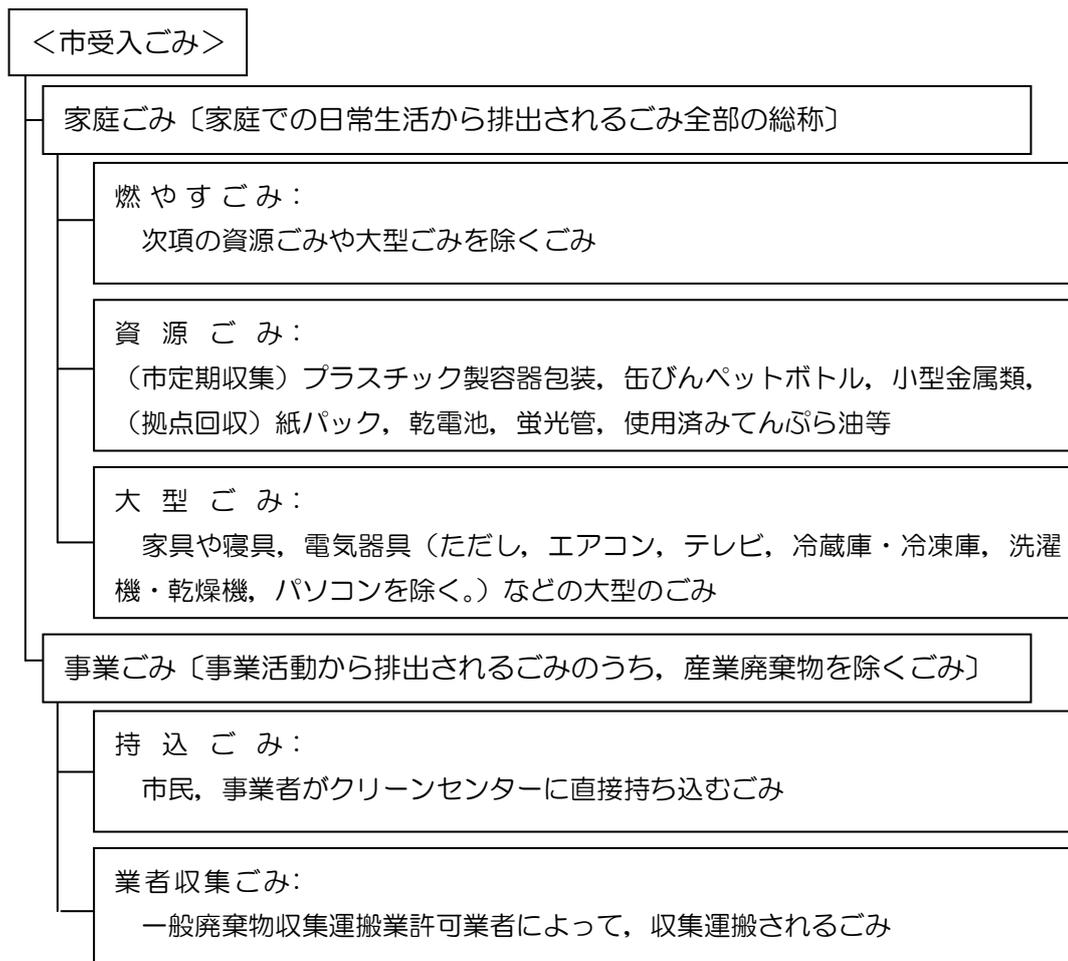
家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため，合併浄化槽設置及び維持管理の普及・啓発活動の強化を図る。

(2) 処理について

京都市における分別区分及び処理方法については表 3 のとおりである。

(2-1) ごみの区分

京都市が受入れているごみはその排出源によって「家庭ごみ」と「事業ごみ」に大別され、さらに家庭ごみは品目によって「燃やすごみ」、「資源ごみ」、「大型ごみ」に、事業ごみは収集運搬方法や品目によって「業者収集ごみ」、「持込ごみ」に区分されている。



(2-2) ごみ処理の考え方

ア 家庭ごみ

家庭から排出されるごみ中の資源化可能物は、地域でのコミュニティ回収、店舗などでの拠点回収、メーカー回収及び京都市での分別収集によりそれぞれ再資源化されているが、現在の「燃やすごみ」には分別されていない資源ごみがまだ含まれていることから、更なる分別の徹底が必要である。

また、レアメタルや未利用の資源化可能物等に係る新たな分別を検討するとともに、

ごみ発電とバイオガス化の併用によりエネルギー回収の最大化と温室効果ガス排出の最小化を目指す。

イ 事業ごみ

事業ごみの資源・エネルギー回収の現状を見ると、大規模な事業者では分別・リサイクルが進んでいるが、比較的小規模な事業者ではまだ改善の余地があり、資源化可能物が京都市のクリーンセンターで焼却されている傾向にある。

事業所から出るごみの分別排出と分別収集を徹底していただき、生ごみ、紙類などの資源化可能物については民間資源化施設へ誘導する又は京都市施設の処理能力を考慮したうえで一部受入れを検討するなど、更なる再資源化を推進する。

クリーンセンターに持込まれている資源化可能物の再資源化を図るため、産業廃棄物などの受入禁止を徹底し民間資源化施設への誘導を図る。ただし、火事場の燃えがらや灰などは京都市で処理する。

(2-3) 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については、平成19年度より「北部地域等総合下水処理対策」により、さらなる下水道の整備が進められており、その他の下水道及び農業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等にて、引き続き、合併浄化槽の整備を進めていく。

表3 京都市地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（平成21年度及び平成27年度）

現状（平成21年度）					今後目標（平成27年度）							
京都市の分別区分		処理方法		処理施設等	処理量 (トン)	京都市の分別区分		処理方法		処理施設等	処理見込量 (トン)	
市定期収集	燃やすごみ	焼却	熱回収（発電）→埋立・リサイクル			市施設	213,319	燃やすごみ	焼却	熱回収（発電）→埋立・リサイクル		市施設
	その他ごみ（供物等）				1,836		その他ごみ（供物等）					
	プラスチック製容器包装	缶・びん・ペット リサイクル・リユース	選別→圧縮→指定法人委託		市施設	9,583	プラスチック製容器包装	缶・びん・ペット リサイクル・リユース	選別→圧縮→指定法人委託		市施設	11,525
	アルミ		選別→圧縮→売却		市施設	13,444	アルミ		選別→圧縮→売却		市施設	11,702
	スチール		選別→圧縮→売却				スチール		選別→圧縮→売却			
	無色ガラス		選別→売却				無色ガラス		選別→売却			
	茶色ガラス		選別→売却				茶色ガラス		選別→売却			
	その他色ガラス		選別→指定法人委託				その他色ガラス		選別→指定法人委託			
	ペットボトル		選別→圧縮→指定法人委託				ペットボトル		選別→圧縮→指定法人委託			
	小型金属		選別→売却		市施設	219	小型金属		選別→売却		市施設	180
紙パック	売却		売却	95	紙パック	売却			売却	128		
乾電池	選別→焙焼→解砕		処理委託	62	乾電池	選別→焙焼→解砕			処理委託	81		
蛍光灯	選別→再資源化		処理委託	34	蛍光灯	選別→再資源化		処理委託	38			
廃食用油	精製→使用		市施設	170	廃食用油	精製→使用		市施設	143			
リユースびん	洗浄→再使用		処理委託	67	リユースびん	洗浄→再使用		処理委託	207			
大型ごみ	複合	破砕→売却・焼却→埋立・リサイクル		市施設	4,675	大型ごみ	複合	破砕→売却・焼却→灰溶融→埋立・リサイクル		市施設	4,582	

※生ごみ分別実験 約67t を含まず

分別区分		処理方法	処理施設等
(分別検討)	商品プラスチック	リサイクル	(今後、新たに分別を検討)
	剪定枝など		
	有害・危険物		
	小型家電		
	不燃物（ガラス、陶磁器、金属など）		

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

本計画期間中に整備を進めるごみ処理施設を表4に示す。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
6	高効率原燃料回収施設	京都市南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業 (※注1)	約 60t/日	京都市伏見区横大路八反田29番地 (市有地)	H25～H30 (※注2)
7	高効率原燃料回収施設		約 500t/日		H19～H30 (※注3)
8	リサイクルセンター		約 180t/日		H25～H30

※注1：効率的な運営管理を行うため複合化した施設として整備する

※注2：平成17年度から計画支援事業に着手済み

※注3：平成19年度から熱回収施設に係る特別高圧受変電設備を先行整備済み。以降は高効率原燃料回収施設として整備する

(整備理由)

事業番号6～8：「京都市循環型社会推進基本計画（2009-2020）」（平成22年3月策定）に基づき、必要なごみ処理能力を確保するため。また、ごみの持つエネルギーを最大限回収し、環境負荷の低減、地球温暖化の防止に寄与する施設とするため、高効率なごみ発電やバイオガス化施設の併設等を行うものである。

なお、本市現有処理施設の概要を添付資料4に示す。

イ 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済基数（基） （平成21年度）	整備計画基数 （基）	整備計画 人口（人）	事業期間
浄化槽設置整備事業	23	225	1,635	H23～H27
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0	
その他地方単独事業	0	0	0	
合計	23	225	1,635	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

本計画期間中に実施する計画支援事業を表6に示す。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
37	高効率原燃料回収施設整備（事業番号7）に係る計画支援事業	エネルギー回収率のさらなる向上を図り、ごみ質の追加調査を行う。	H23～

（計画支援事業実施理由）

事業番号37： 本市のクリーンセンター（焼却施設）では、平成21年10月から告示産業廃棄物の受入停止を実施しており、これに伴い、焼却対象ごみの組成及び低位発熱量に相当の変化が予想される。

そこで、メタン発酵残渣等処理する高効率原燃料回収施設において効率的なエネルギー回収を行うため、告示産業廃棄物受入停止実施以降のごみ質データを補完するものであり、発注仕様書作成及び処理施設基本設計の基幹を成すものである。

(5) その他の施策

ア 環境教育の充実及び環境学習機会の拡大

環境問題を学校で総合的に学習するための支援を行うとともに、子どもや学生のみならず、社会人に対しても環境学習の場を提供していく。

イ 有害物、危険物等への対応

拡大生産者責任の考え方に基づき、メーカー主導による回収システム構築への働きかけを推進するとともに、市民への積極的な情報発信を行う。

また、焼却灰および東部山間埋立処分場の浸出水等からのレアメタル含有調査を実施し、効率的な回収システムの在り方を検討する。

ウ 災害廃棄物への対応

京都市において、大規模な地震災害や水害が発生した場合の廃棄物の処理に関し、環境省防災業務計画、京都市地域防災計画に基づき、京都市が平常時から備えておくべき対応と災害が生じた場合においてとるべき緊急時対応及び復旧時対応について定め、災害廃棄物を迅速且つ安全で衛生的に処理するとともに、廃棄物のリサイクルや環境へ配慮した対応を図ることにより、市民の生活環境の確保並びに速やかな復興を推進することを目的として策定された「京都市災害廃棄物処理計画」を改訂した（平成19年3月）。

また、実際取るべき行動内容、役割分担等を集約した「京都市災害廃棄物処理実践行動マニュアル」及び災害廃棄物の処理計画実践に用いる「京都市災害廃棄物処理支援システム」を作成している。

エ まちの美化の推進

市民、事業者、行政のパートナーシップにより、まちの美化を推進するとともに、関連機関との連携による不法投棄対策を推進する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

京都市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を随時公表するとともに、必要に応じて、国及び京都府と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案して計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

京都市地域 循環型社会形成推進地域計画 (平成23年度～平成27年度)

総括表等（様式）

- ・ 様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- ・ 様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
- ・ 様式3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

○様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1 (1/2)

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1 (平成22年度)

1 地域の概要										
(1) 地域名	京都市地域	(2) 地域内人口	1,462,203人	(3) 地域面積	827.90km ²					
(4) 構成市町村等名	京都市	(5) 地域の要件	(人口) 沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他							
(6) 構成市町村等に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：									
設立(予定)年月日：										

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

	過去の状況・現状										目標		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	目標
ごみの総排出量	782,952	770,880	748,983	705,941	674,001	643,479	576,285	576,285	576,285	576,285	576,285	576,285	H20比 -14%
┆市受入量	696,877	682,813	657,723	610,007	574,021	534,933	465,427	465,427	465,427	465,427	465,427	465,427	H20比 -19%
┆家庭ごみ量	311,302	306,809	289,454	256,412	248,114	243,571	213,812	213,812	213,812	213,812	213,812	213,812	H20比 -14%
┆(1人1日あたり)	581	570	538	478	463	455	404	404	404	404	404	404	
┆事業ごみ量	385,575	376,004	368,269	353,595	325,907	291,362	251,615	251,615	251,615	251,615	251,615	251,615	H20比 -23%
┆(1人1日あたり)	719	698	685	660	609	545	476	476	476	476	476	476	
┆民間資源化量	86,075	88,067	91,260	95,934	99,980	108,546	110,858	110,858	110,858	110,858	110,858	110,858	H20比 +11%
再生利用率	12.76%	13.30%	14.17%	16.41%	18.20%	20.33%	25.82%	25.82%	25.82%	25.82%	25.82%	25.82%	
再生利用量	100,608	103,390	106,144	115,872	122,649	130,833	148,809	148,809	148,809	148,809	148,809	148,809	
┆民間資源化量(再掲)	86,075	88,067	91,260	95,934	99,980	108,546	110,858	110,858	110,858	110,858	110,858	110,858	H20比 +11%
┆市による資源化量	14,533	15,323	14,884	19,938	22,669	22,287	37,951	37,951	37,951	37,951	37,951	37,951	H20比 +67%
市処理処分量	678,101	664,353	639,931	587,828	547,258	508,932	439,734	439,734	439,734	439,734	439,734	439,734	
┆処理量	652,507	640,823	620,007	568,228	531,486	501,183	438,285	438,285	438,285	438,285	438,285	438,285	H20比 -18%
┆直接埋立量	25,594	23,530	19,924	19,600	15,772	7,749	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	H20比 -91%
市最終処分量	130,275	122,846	114,081	100,985	92,391	80,234	39,379	39,379	39,379	39,379	39,379	39,379	
┆直接埋立量(再掲)	25,594	23,530	19,924	19,600	15,772	7,749	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	H20比 -91%
┆焼却灰等埋立量	104,681	99,316	94,157	81,385	76,619	72,485	37,930	37,930	37,930	37,930	37,930	37,930	H20比 -50%
(参考) 推計人口	1,468,401	1,474,811	1,473,097	1,468,588	1,467,313	1,465,816	1,448,926	1,448,926	1,448,926	1,448,926	1,448,926	1,448,926	

※ 建設リサイクルは外数

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した(添付資料5参照)。

○様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画面総括表1 (2/2)

3 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容				備考		
		形式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	形式及び処理方式		施設竣工予定年月	処理能力(単位)
高効率原燃料回収施設	京都市	-	-	-	-	-	エネルギー高効率回収のため新設	メタン発酵	H31.3	約60t/日	
高効率原燃料回収施設 (現有施設は焼却のみ)	京都市	三菱マルチン式	有	(焼止済)	S50.7	H19.3	施設老朽化による廃止・更新	全連続式	H31.3	約500t/日	
リサイクルセンター (破碎・選別施設)	京都市	三菱ハンマーミルズ シュレッター	有	240t/6h	S48.1	H31.3	施設老朽化による廃止・更新	未定	H31.3	約180t/日	
熱回収施設	京都市	川崎サン型ストーカー	有	600t/24h	S55.9	H25.3	施設老朽化及びごみ減量による廃止	-	-	-	解体及び更新 未定
リサイクルセンター (破碎・選別施設)	京都市	川崎回転ハンマー 三菱圧縮装置付プレッシャー	有	120t/6h 96t/6h	S55.9	H25.3	施設老朽化及びごみ減量による廃止	-	-	-	解体及び更新 未定

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した(添付資料1参照)。なお、これらを含め現有施設の一覧を添付資料4に示している。

4 生活排水処理の現状と目標

施設種別	事業主体	処理人口	普及率	過去の状況・現状(4月1日時点)						目標	
				平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成27年度(10月1日時点)	平成27年度(10月1日時点)
総人口	(上段:4月1日時点) (下段:10月1日時点)	1,460,189	1,470,640	1,467,285	1,464,990	1,464,018	1,462,203	1,462,203	1,448,926		
下水道	汚水衛生処理人口	(1,468,401)	(1,474,811)	(1,473,097)	(1,468,588)	(1,467,313)	(1,465,816)	(1,465,816)			
公共下水道	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	1,450,200	1,457,200	1,454,200	1,452,500	1,451,900	1,450,400	1,450,400	1,440,232		
集落排水施設等	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	99.3	99.1	99.1	99.1	99.2	99.2	99.2	99.4		
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	478	483	518	519	513	504	504	527		
未処理人口	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
		4,228	5,372	5,527	5,496	5,364	5,504	5,504	5,268		
		0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4		
		5,283	7,585	7,040	6,475	6,241	5,795	5,795	2,899		

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した(添付資料5参照)。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	京都市	269	1,915	平成元年	225	1,635	平成27年	
浄化槽市町村整備推進事業	京都市	0	0		0	0		

○様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成22年度)

事業種別	事業名称	事業番号	事業主体名称	事業主体構成 市町村名	規模 単位	事業期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
						開始	終了	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度			
○再生利用に関する事業								5,175,735	0	0	0	609,476	4,566,258	2,572,622	0	0	555,029	2,317,693		
	高効率原燃料回収施設整備	6	京都市	京都市	約60t/日	25	30	3,160,038	0	0	0	609,476	2,550,562	1,440,506	0	0	555,029	885,477	交付率1/2	
	高効率原燃料回収施設整備	7	京都市	京都市	約500t/日	19	30	1,442,672		0	0	0	1,442,672	916,394	916,394	0	0	0	916,394	交付率1/2
	リサイクルセンター																			
	破砕・選別施設整備	8	京都市	京都市	約180t/日	25	30	573,024		0	0	0	573,024	515,722	515,722	0	0	0	515,722	交付率1/3
○浄化槽に関する事業								126,050	25,210	25,210	25,210	25,210	25,210	100,810	20,162	20,162	20,162	20,162		
	浄化槽設置整備	9	京都市	京都市	225基	23	27	126,050	25,210	25,210	25,210	25,210	25,210	100,810	20,162	20,162	20,162	20,162	20,162	交付率1/3
	浄化槽市町村整備推進						0							0						
○施設整備に関する計画支援事業								1,000	1,000	0	0	0	0	1,000	1,000	0	0	0		
	7の計画支援	37	京都市	京都市			1,000	1,000						1,000	1,000				交付率1/2	
合計							5,302,785	26,210	25,210	25,210	654,686	4,591,468	2,574,432	21,162	20,162	575,191	2,337,755			

○様式3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧(今後行う施策)

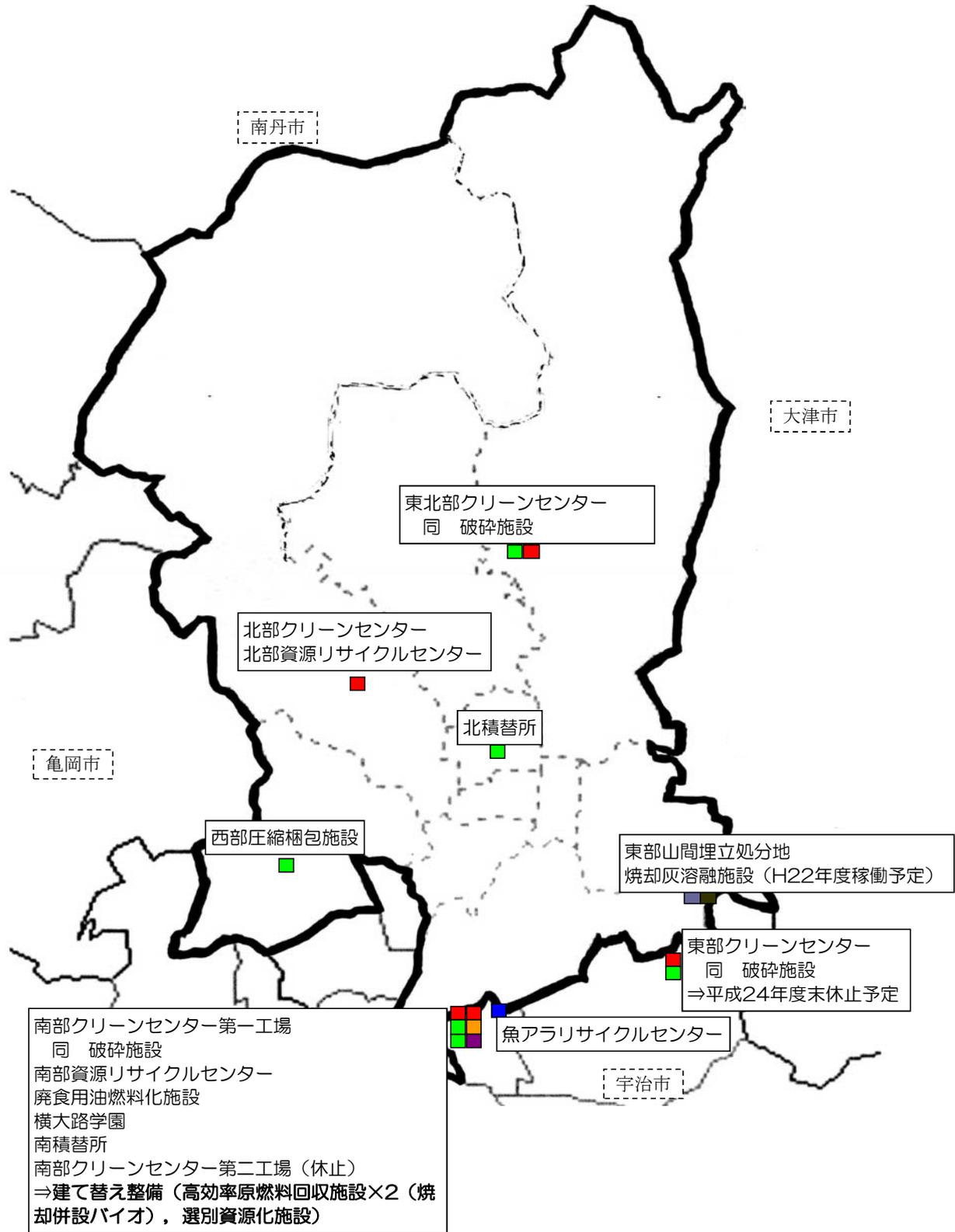
施策種別	施策番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間 開始	交付金 必要の 要否	事業計画					備考	
							平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度		
発生抑制、 再使用の推 進に関するもの	101	すぐにごみになるものを「買わない、つづらない」	ごみ減量推進会議や環境関連団体等の地域における活動と連携した「すぐにごみになるものを買わない、財布にも環境にもやさしい消費行動」の普及・拡大	京都市	H23	H27						※これらの施策に係る詳細な年次計画については、本年度中にアクションプランを取りまとめ、これに基づいて実施する予定である。	
	102		「NO！レジ袋宣言」による市民、事業者と連携した本格的なレジ袋削減の取組の全市展開	京都市	H23	H27							
	103		京都サンガF.C.やNPO等の市民団体、大学、企業などと連携したマイボトル・マイ箸等の持参運動の全市展開	京都市	H23	H27							
	104		家庭から出るごみの更なる削減に向けた有料指定袋の最大容量45リットル袋の廃止の検討	京都市	H23	H27							
	105		レジ袋削減協定のコンビニエンスストアやドラッグストアなどへの対象業種の拡大、参加事業者の拡大による大幅なレジ袋の削減	京都市	H23	H27							
	106		「ごみになるものをつくらない、売らない」エコビジネスモデルの普及・促進	京都市	H23	H27							
	107		業種別の包装材の削減方法や削減率を定めたガイドラインの作成と徹底した指導	京都市	H23	H27							
	108		生産、流通、販売の各段階における包装材の一定量の削減を義務付ける条例の検討	京都市	H23	H27							
	109	事業所などから出るごみを減らす	大規模小売店舗の出店計画時におけるごみ処理方法や資源化方法等の計画書提出の義務化	京都市	H23	H27							
	110		チェーンストア等多量にごみを排出する事業所への減量指導範囲の拡大	京都市	H23	H27							
	111		業者収集ごみの透明袋の導入	京都市	H23	H27							
	112		分別排出義務の明確化と収集運搬業者へのペナルティを含む指導の徹底	京都市	H23	H27							
	113		クリーンセンターにおける搬入監視の強化と分別できていない資源ごみ及び不適物の受入拒否の実施	京都市	H23	H27							
	114		有料指定袋制度など事業者が排出するごみの量に応じて処理料金を負担し、減量努力が反映される仕組みづくり	京都市	H23	H27							
	115		ごみの減量や再資源化を促す処理手数料の見直し	京都市	H23	H27							
	116	ごみ減量等に取り組む優良事業者の表彰	京都市	H23	H27								
	117	分かりやすい情報提供と環境学習機会の拡大	ごみの減量方法を分かりやすく掲載した総合環境情報誌の作成・全戸配布	京都市	H23	H27							
	118		地域ごとのごみの排出状況等の地域特性に応じた指導・啓発の推進	京都市	H23	H27							
	119		子どもたちを指導する立場の先生や地域のリーダー等への理解の促進による指導者から子どもたちへ知識を伝える環境学習の展開	京都市	H23	H27							
	120		業種別のきめ細かい取組方法などの事業者向けの情報提供の推進	京都市	H23	H27							
	121		大学、企業と連携した調査・研究と海外研修生の受け入れなど技術提携の推進	京都市	H23	H27							
処理体制の構築、変更に関するもの	122	徹底した分別によるリサイクルの推進	使用済みてんぷら油などの回収拠点拡大やコミュニティ回収の品目拡大など既存の資源回収の更なる充実	京都市	H23	H27							
	123		蛍光管や在宅医療廃棄物などの家庭から出る有害・危険物の回収	京都市	H23	H27							
	124		排出時における不適正ごみへのシール貼付による指導啓発の徹底	京都市	H23	H27							
	125		分別できていないマンションに対する分別義務の徹底と未分別ごみの受入拒否	京都市	H23	H27							
	-		業者収集ごみの透明袋の導入 (111再掲)	京都市	H23	H27							
	126		オフィス町内会などの小規模事業者が連携した効率的な資源回収の促進	京都市	H23	H27							
	-		業種別のきめ細かい取組方法などの事業者向けの情報提供の推進(120再掲)	京都市	H23	H27							
	-		分別排出義務の明確化と収集運搬業者へのペナルティを含む指導の徹底(112再掲)	京都市	H23	H27							
	-		クリーンセンターにおける搬入監視の強化と分別できていない資源ごみ及び不適物の受入拒否の実施(113再掲)	京都市	H23	H27							
	127		現行の容器包装リサイクル法の対象外となるプラスチック製品の再生利用に向けた新制度の創設(国への提言)	京都市	H23	H27							
	128	拡大生産者責任をより重視した経費負担の枠組みづくり(国への提言)	京都市	H23	H27								
	129	地域力を活かした地域密着型の取組の推進	土・日も開設する「より近い・より便利」常設の回収場所の設置・拡大	京都市	H23	H27							
	130		公共施設や民間商業施設における小型家電や携帯電話回収によるレアメタル等のリサイクルの推進	京都市	H23	H27							
	-		地域ごとのごみの排出状況等の地域特性に応じた指導・啓発の推進(118再掲)	京都市	H23	H27							
131	周辺地域における農家と連携した生ごみの堆肥化による地産地消のモデル地域の構築		京都市	H23	H27								
132	学校や公園の落ち葉、家庭からの生ごみなど地域単位での堆肥化の促進	京都市	H23	H27									
133	「学生のまち 親光のまち」ならではの取組の推進	学園祭や地域のイベント等のエコ化を推進することにより、次代を担う若者を中心とした更なる環境意識の向上を図るイベントグリーン要綱の策定	京都市	H23	H27								
134		親光地に設置しているごみ容器への外国語やビクトグラム(絵文字)の標記	京都市	H23	H27								
135		宿泊施設等と連携した宿泊者に対する分別指導の推進	京都市	H23	H27								
施設整備に係る計画支援に関するもの	1	熱回収施設の廃止	東部クリーンセンターを廃止(解体時期及び跡地利用については未定)	京都市	H24		未定	施設稼働(→H24年度)					
	2	リサイクルセンター(破砕施設)の廃止	同上	京都市	H24			施設稼働(→H24年度)					
	6	高効率原燃料回収施設整備		京都市	H25	H30	○						
	7	高効率原燃料回収施設整備	南部クリーンセンター第二工場の建て替え整備事業(高効率原燃料回収施設に係る一部設備については第1期地域計画期間に先行着手済)	京都市	H19	H30	○	発注仕様書の策定	入札及び契約手続	建て替え工事(3施設を一体的に整備、~H30年度)			
	8	リサイクルセンター整備		京都市	H25	H30	○						
9	浄化槽整備	生活廃水による河川等の公共水域の水質汚濁防止	京都市	H23	H27	○	浄化槽の段階的整備	45基/年					
その他	37	7の計画支援	さらなる熱回収効率向上のためのごみ資源追加調査	京都市	H23	H23	○	ごみ資源追加調査					
	136	ごみからのエネルギー回収の最大化	南部クリーンセンター第2工場建替時におけるバイオガス化施設の併設	京都市	H19	H30		(施策番号6~8において実施)					関連事業6
	137		市内に存在するバイオマス資源(間伐材、剪定枝、下水汚泥など)の総合的な活用計画の策定とバイオガス化施設の社会実証の検討	京都市	H23	H27							
	138	環境負荷を低減するごみの適正処理	現行の4工場体制のクリーンセンターを3工場とするなど、経済性に配慮した長寿命化計画による施設の整備・運営	京都市	H23	H27						関連事業1	
	-		蛍光管や在宅医療廃棄物などの家庭から出る有害・危険物の回収(123再掲)	京都市	H23	H27							
	139		ごみの焼却灰に含まれる金属の回収及びレアメタルの含有調査	京都市	H23	H27							
	140		市民の安心・安全とまちの美化の推進	「京都市災害廃棄物処理計画」や対応マニュアルの点検・見直し	京都市	H23	H27						
141	地域住民や警察等の関係機関との連携による不法投棄対策とまちの美化の推進	京都市	H23	H27									

京都市地域 循環型社会形成推進地域計画 (平成23年度～平成27年度)

添付資料

- ・添付資料1 対象地域図, 現況及び計画施設位置図
- ・添付資料2 目標の設定に関するグラフ等
- ・添付資料3 分別区分説明資料
- ・添付資料4 現有処理施設の概要
- ・添付資料5 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

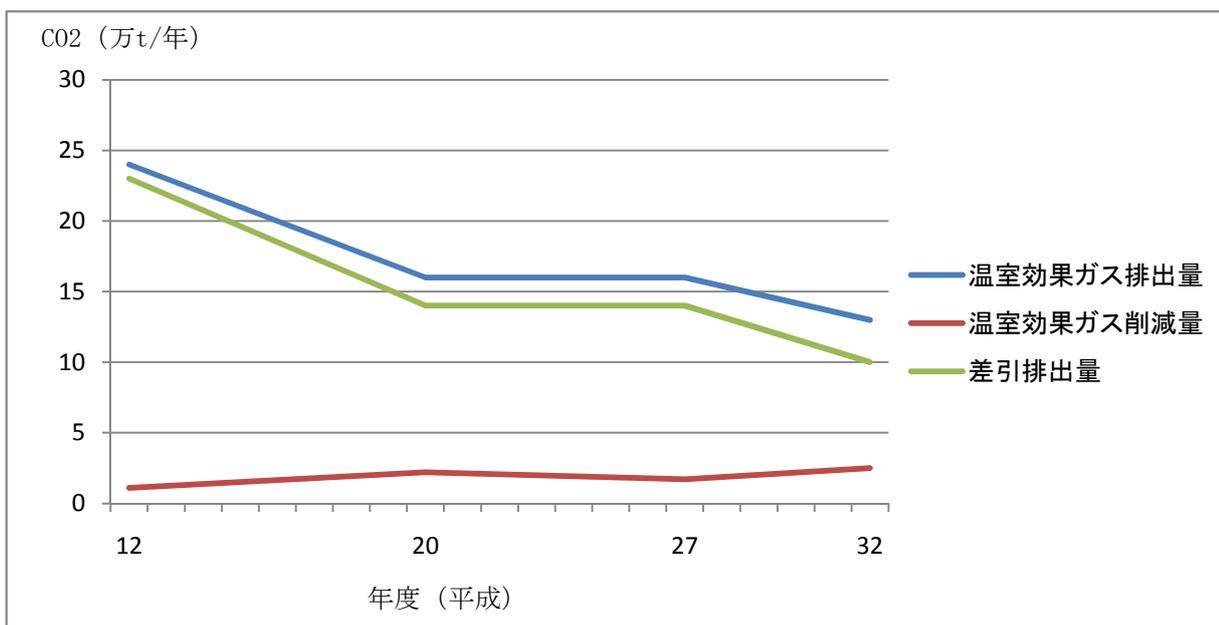
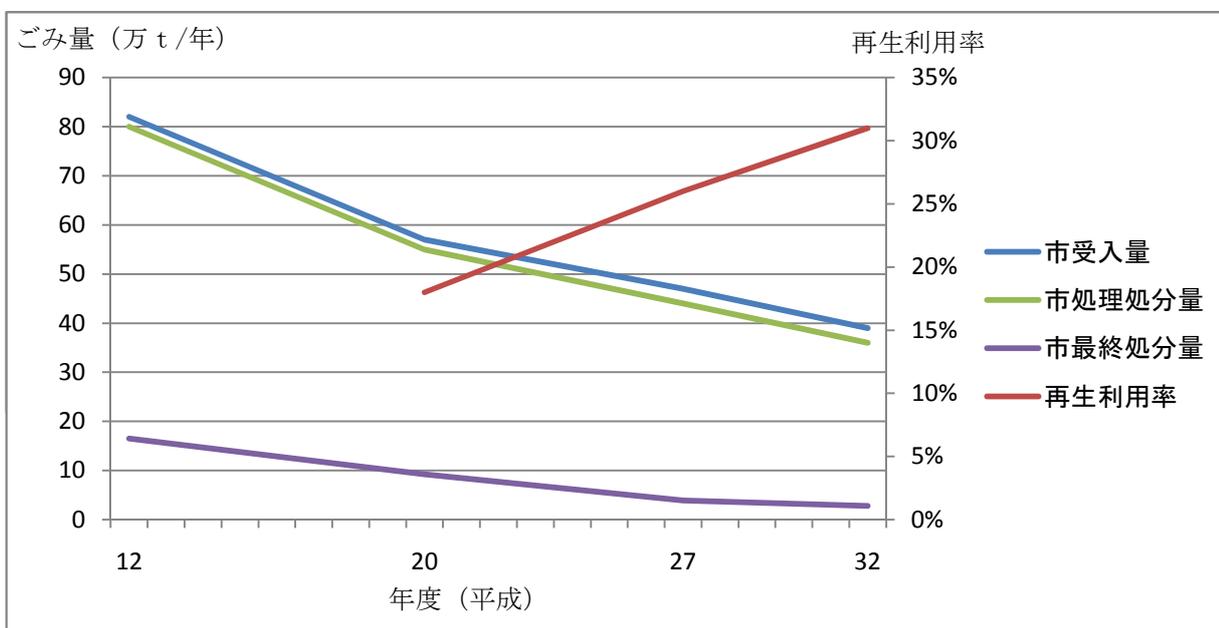
○添付資料1 対象地域図，現況及び計画施設位置図



○添付資料2 目標の設定に関するグラフ等

(本編表1抜粋)

年度(平成)		12	20	27	32	基準年度比	
項目	単位	ごみ量ピーク	基準年度	中間目標	最終目標		
<ごみ減量に向けた取組目標>							
①	市受入量	万t	82	57	47	39	△32%
②	再生利用率	%	—	18%	26%	31%	+13pts
③	市処理処分量	万t	80	55	44	36	△35%
④	市最終処分量	万t	16.5	9.2	3.9	2.8	△70%
<循環型社会構築に向けた取組目標> (平成17年度)							
⑤	資源生産性	万円/t	—	42	更なる向上を目指す		
<低炭素社会構築に向けた取組目標>							
⑥	温室効果ガス排出量	万t	24	16	16	13	△19%
⑦	温室効果ガス削減量	万t	1.1	2.2	1.7	2.5	14%
⑧	差引排出量<参考>	万t	23	14	14	10	



「京(みやこ)のごみガイド」

～ごみの分け方・減らし方便利帳～

保存版



こごみちゃん

私たちがガイドするよ！



めぐるくん

「美しい」という言葉は、元々は「いつくしむ」につながる愛情表現だったといえます。まさしく、日々の暮らしをいつくしみ、このまちを愛する市民の皆様の気持ちこそが、美しい京都を育み、守る源だと思います。

京都市では、そんな市民の皆様の、暮らしとまちへの細やかな愛情に支えられて、ごみの減量、分別・リサイクルに取り組み、今、着実にごみの減量が進んでいます。

さらに京都市は、平成21年1月、全国の模範となる、美しく、地球にやさしいまちづくりに取り組む「環境モデル都市」に選ばれました。

引き続き皆様と力を合わせ、我が国を代表する美しいまちとして、身近なごみを減らす取組等を進めたいと思います。共に京都の美しさを、更に磨いて参りましょう！



京都市長
門川 大作

基本ルール

- ① 収集日当日の朝8時までに決められた場所に出してください。
- ② 京都市の指定ごみ袋に入れ、片手で持てる程度の重さにして、口をしっかりと結んでください。
- ③ 1回の収集に出していただくごみは、おおむね2袋まででお願いします。
(45 リットル袋をご使用の場合)
- ④ 種類の異なるごみの収集日が重なる場合は、種類ごとに離して出してください。
(ごみの種類ごとに異なる収集車が収集します)



収集区分と収集日・排出方法



収集区分	収集日	排出方法
家庭ごみ（一般ごみ）	毎週2回 ○ ○ 曜日	「家庭ごみ用指定ごみ袋」で排出※1
缶・びん・ペットボトル	毎週1回 ○ 曜日	「資源ごみ用指定ごみ袋」で排出※1
プラスチック製容器包装	毎週1回 ○ 曜日	「資源ごみ用指定ごみ袋」で排出※1
小型金属類 スプレー缶	月1回第 ○ 水曜日	中の見える透明な袋に「金属」と書くか「金属」と書いた紙を貼って排出
大型ごみ	電話による事前申込制 (申込時に収集日を確認)	シール（手数料券）を貼って排出

☆お住まいの地域の収集日を○に記入してご利用ください。収集曜日がわからない場合はお住まいの区のまち美化事務所にお問い合わせいただくか、ホームページ(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-5-0-0-0>)で確認ください。

※1：市の収集ではなく、許可業者にゴミ収集を依頼されている場合は、「指定ごみ袋」でなくても構いません。



ごみの出し方

家庭ごみ（一般ごみ）

●対象／「生ごみ類」「紙類」「容器包装以外のプラスチック類」「ガラス類」など
 生ごみ類 紙類 容器包装以外のプラスチック類 ガラス類
 チップ類

出すときの注意

- 生ごみは十分に水切りを!
- ガラス、刃物等のとがったもの⇒厚紙等で包んで袋の中央に入れる。
- マッチ、ライター、花火、たばこの吸い殻⇒通らせるなど火の気がないように!
- 紙おむつ⇒汚物をトイレに流してからビニール袋等に入れ、指定袋に入れる。

出し方

「家庭ごみ用指定ごみ袋」に入れて家庭ごみの収集場所に出してください。

袋の口は結んで!

缶・びん・ペットボトル

●対象／「飲料缶・食品缶」「飲料びん・食品びん」「飲料・酒類・しょうゆ用ペットボトル」
 缶 びん ペットボトル
 このマークが目印です

出すときの注意

- 中身を空してから洗って出す。
- ペットボトルのふたとラベルをはずして、「プラスチック製容器包装」へ
- びんのふたをはずして⇒「家庭ごみ」へ
- 金属製のふた ⇒「プラスチック製容器包装」へ

★以下のものは缶・びん・ペットボトル収集には出せません。
 ⇒「家庭ごみ」へ
 ●化粧品、医薬品のびん・コップ、ガラス製の食器、陶器類
 ●一升びん、ビールびんなどのリユースびん ⇒「拠点回収協力店」へ

出し方

「資源ごみ用指定ごみ袋」に入れて、資源ごみの収集場所に出してください。

このマークが目印です

プラスチック製容器包装

●対象／プラスチック製の容器や包装
 トイレットペーパー、ティッシュ、ラップ類、ボトル類、繊維材／カップ、パック類、チューブ類／ふた、キャップ類

出すときの注意

- 強く洗って汚れが取れないもの ⇒「家庭ごみ」へ
- 容器包装ではないプラスチック ⇒「家庭ごみ」へ
- 飲料・酒類・しょうゆ・酢・ノンオイルドレッシング等のペットボトル ⇒「缶・びん・ペットボトル」へ

★以下のものはプラスチック製容器包装に該当しません。
 ●洗剤などの計量スプーン ●おもちゃ ●めがね ●ケース ●歯ブラシ ●クリーニングの袋 ●ボールペン ●CD・ビデオケースなど ⇒「家庭ごみ」へ

出し方

「資源ごみ用指定ごみ袋」に入れて、プラスチック製容器包装の収集場所に出してください。

●指定ごみ袋は最寄りの小売店・スーパー・コンビニエンスストアなど、京都市指定ごみ袋取扱店で必ず購入してください。

家庭ごみ用	45リットル	30リットル	20リットル	10リットル	5リットル
10枚セット	450円	300円	200円	100円	50円
5枚セット	110円	75円	50円	25円	10円

京都市指定ごみ袋取扱店

小型金属類

●対象／最長部分が概ね30cm以下の小型金属・スプレー缶・カセットボンベ
 スプレー缶・カセットボンベは「家庭ごみ」として出す。必ず使い切ってから穴を開けずに、他の小型金属類と一緒に出してください。

出し方

中の風を入れる袋に「金属」と書いた紙を貼るか、袋に「金属」と書いて、資源ごみの収集場所に出してください。

★以下のものは小型金属類には出せません。
 ●フォーク、ナイフ、包丁、カッター、ハサミ等刃物類
 ⇒危険のないよう厚紙等で包み「家庭ごみ」へ
 ●灯油缶（一斗缶）灯油ポリタンク ⇒中を空にして「大型ごみ」へ
 ※使い切れのない場合は販売店へ相談してください。

犬・猫などのペットの死体

●申込み受付＜死獣受付センター＞
 ■受付日時：月～金 午前9時～午後5時
 土・日 午前9時～正午（ただし年末年始を除く）
 ●担当者が収集日・手数料の支払い方法をお知らせします。

■フリーダイヤル…0120-100-921（通話料無料）
 ■携帯電話から…0570-000-614（通話料有料）

大型ごみ

●申込み受付＜大型ごみ受付センター＞ ●料金の案内もしております。
 ■受付日時：日～土の毎日午前9時～午後5時（ただし年末年始を除く）
 ■フリーダイヤル…0120-100-530（通話料無料）
 ■携帯電話から…0570-000-247（通話料有料）

申込み時、収集日・手数料、受付番号を確認
 「粗大ごみ手数料券」をコンビニ等で購入
 「粗大ごみ手数料券（受付番号又は氏名を記入）」を
 収集場所へ持参していただく場合があります。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の出し方

家電リサイクル法の対象品は、原則として大型ごみとして取り扱うことはできません。また、クリーナーセンターへ直接持ち込むこともできません。下記のとおり販売店に依頼してください。

※家電リサイクル法の対象品

新しいものに買い替える
 買った店がわかる
 YES
 商品を購入する店で引取りを依頼
 YES
 現在も引き続き営業している
 YES
 買った店で引取りを依頼
 YES
 近隣の協力店に引取りを依頼
 YES
 協力ができない場合は、回収依頼業者へお問い合わせください。

※回収業者は回収場所に入社することになります。（事前に郵便局でリサイクル券を購入する必要があります。詳しくは家電リサイクル券センターにお問い合わせください。）

回収業者の問い合わせ先
 京都環境事業協同組合
 TEL 075-691-5516

事業系ごみの出し方

商店やオフィス、飲食店などの事業活動により出る事業系ごみは、家庭ごみとして出せません。京都市から許可を受けた業者に処理を依頼するか、少量のものはご自身で京都市のリターンセンターへ持ち込んでください。



レッスン3 🎵🎵
最後にごみ減量の
取組について覚えよう！

レッスン1 🎵 レッスン2 🎵 レッスン3 🎵🎵
をしっかり実践すること。
行動に移すことが大切なんだ！



ごみの基本知識

■ごみの減量のために私たちはどうしたらいいの？



私たちの生活からは、毎日たくさんのごみが出ているんだ。でも、ごみの中には、まだまだ使える資源が多く眠っているものなんだ。ごみが資源になるかどうかはごみを捨てる時に決まるんだよ。

できるだけごみを作らないよう。たとえばマイバッグを持参する、過剰包装を断る、不要なものは買わない、冷蔵庫の食べ残し食品を点検してみるとか、今のあなたのライフスタイルを見直していくことが一番重要ね。そうすれば、大切な資源をどれほど無駄にしているか、「もったいない」の気持ちを忘れていたか気付くと思うわ。まずは、そこから始めてみてね。



3つのRでごみを減らそう！

3R スリーアール

1
リデュース Reduce
はっせいよくせい
(発生抑制)

余分なものやごみが出るものは買わないよう、もらわないようにすること。

2
リユース Reuse
さいしりよう
(再使用)

買ったものを繰り返し長く使ったり、使ってくれる人にゆずること。

3
リサイクル Recycle
さいせいりよう
(再生利用)

どうしても出てしまうごみを新しい製品に、生まれかわらせること。

一人一人のちょっとした行動が
積み重なることで
大きな効果が得られるんだね。



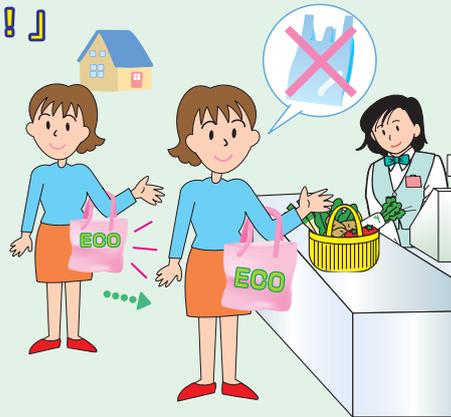
リサイクルするにもエネルギーがかかるので、なるべくごみを出さないようにするため、3つのRのリデュース・リユース・リサイクルの順番で取り組むことが大切なんだね。

減らそう!! レジ袋3億枚 「お買い物にはマイバッグを！」

京都市では、「低炭素社会」「循環型社会」の構築を図ることを目的に、「減らそう!!レジ袋3億枚」をスローガンに、マイバッグなどの持参率60%以上の実現を目指し、市民や事業者の皆様と共に様々な取組を進めています。

事業者・市民団体とマイバッグ持参促進・レジ袋削減協定を締結

平成19年1月 から事業者、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会及び京都市との4者で、「マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減等に関する協定」を締結し、連携してレジ袋の削減を進めています。



●協定参加事業者●

- イオン(株)・・・ジャスコ 市内全店舗
 - 京都生活協同組合・・・コープ 市内全店舗
 - イズミヤ(株)・・・
 - デリーカーナートイズミヤ桂坂店、イズミヤ白梅町店
 - (株)西友・・・西友 市内全店舗
 - (株)マイカル・・・
 - 伏見サティ、北大路ビブレ
 - (株)リカーマウンテン・・・
 - リカーマウンテン 市内全店舗
 - (株)エムジー・・・エムジー 市内全店舗
 - ハッピー六原、協同組合ほていや、同志社生活協同組合、京都大学生生活協同組合、古川町商店街振興組合、京都三条会商店街振興組合
- (平成21年5月 現在)

いらなくなったら いる人にゆずるう!

「いつでもフリーマ!!」

ご家庭でいらなくなったものはありませんか? 「いつでもフリーマ!!」は、ゆずりたい人とゆずってほしい人が電話・FAX・インターネットを使ってやりとりできる不用品のリサイクル情報案内システムです。

インターネットで
<http://www.city.kyoto.jp/kankyo/recycle/herasou/inform/>

電話・FAX で241-0530
(自動音声応答) フヨーヒン ハゴミジヤナイ

いつでもフリーマ

検索

初めての方は固定電話から利用者登録を行ってください(固定電話の番号のみ登録)

譲りたい方

FAX パソコン

不用品の情報を登録

- 品物名
- 品物の特徴
- 値段(有料の場合、1万円以内)など

登録できません
食品・医薬品・動植物など

どのようにして届けましょうか?

注意
市では不用品情報の提供のみを行います。品物の取引は当事者間で行ってください。また、取引の際のトラブルに市は責任を負いかねますので、予めご了承ください。

譲ってほしい方

登録されている不用品情報が一目でわかります!

登録されている不用品をホームページで検索(電話でも可)

申込みは電話で。譲りたい方の電話番号が通知されます

連絡先は
○×△
××××

目覚まし時計

「いつでもフリーマ!!」の目覚まし時計がほしいんです

注意
発送費用は譲ってほしい方が負担してください。

直接交渉

交渉成立

まさにお家でできるフリーマーケットだね!

もっぺん
京のお直し屋さん、紹介します!

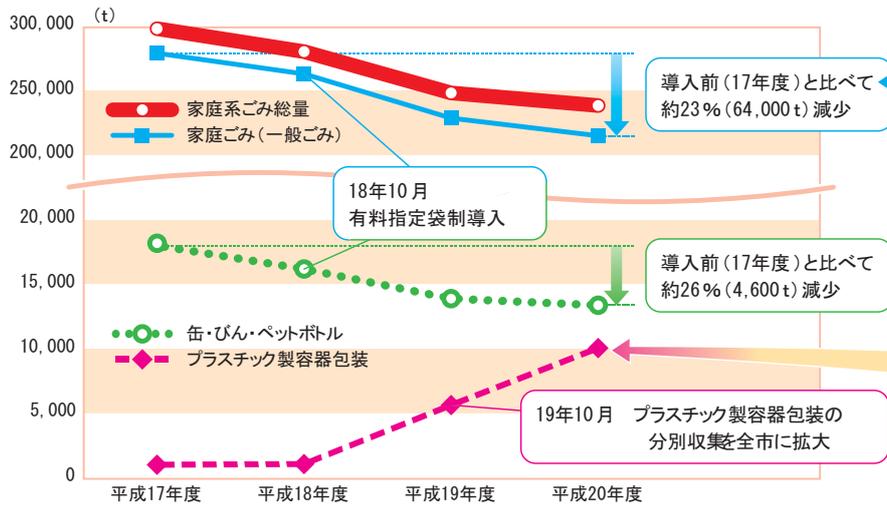
京のお直し屋さん、紹介します!

京都市ごみ減量推進会議では、大切なものを直してもらう一度使っていただきたいの思いから、市内の洋服や靴等の日用品の修理やリメイクに携わる店舗を紹介するホームページ「もっぺん ～京のお直し屋さん紹介サイト～」を運営しています。

捨てる前に直すことを考えてみませんか?それは「もっぺん」を使えるかもしれません。

問い合わせ
075-647-3444
(京都市ごみ減量推進会議事務局内)
<http://www.moppen-kyoto.com>

着実に進んでいます! ごみの減量



市内のごみの量の推移
有料指定袋制導入前(17年度)と比べると、減った家庭ごみの量(64,000t)は、ごみ収集車の約32,000台分、25メートルプールなら約1,600杯分に相当するのよ!



プラスチック製容器包装は、20年度に約10,000トン集まったんだって。リサイクルせずに焼却した場合と比べて、約21,000トンの温室効果ガス削減につながったんだよ。



市内で唯一の埋立処分地であるエコランド羽羽の社は、平成12年4月に稼働開始し、すでに埋立容量の1/4が埋立して済みとなっているのよ。

市民のみなさんの高い環境意識に支えられ、埋立処分量は年々減っているんだけど、このかけがえのない埋立処分地を1日でも長く活用していくためには、さらなるごみの減量が必要なんだ!



有料指定袋制の実施に伴う財源活用事業について

市民の皆様のご負担に基づく有料指定袋制による収入は、「京都市民環境ファンド」に組み入れ、ごみ減量や分別・リサイクルをより一層推進するための事業、まちの美化の推進、地球温暖化対策に関する事業に活用しております。

9億1570万円
(平成21年度当初予算)



ごみ減量・リサイクルの推進

- 電動式生ごみ処理機等の購入助成
- リユースびん(リターナブルびん)などの拠点回収
- 蛍光灯の拠点回収
- 不用品リサイクル情報案内システム「いつでもフリーマ!!」の運用
- 「京のごみ減量事典」(追記版)の作成
- ごみ減量推進会議の活動支援
- 各区環境パートナーシップ事業の助成
- 京(みやこ)の環境みらい創生事業 環境分野における研究・開発を支援
- 環境体験学習プログラム事業
- ごみ減量普及啓発
ごみ処理施設等の見学会を開催。ごみ減量や適正排出の啓発
- 缶・びん・ペットボトルのリサイクルの推進
- プラスチック製容器包装のリサイクルの推進
- 3R共汗サポーター制度(仮称)の創設
- コミュニティ回収

古紙等の資源物を町内会等の団体で回収・リサイクルしていただく、回収品目に応じた助成金の交付制度があります。

地球温暖化対策

- バイオマス活用の推進
- 使用済みてんぷら油回収事業
- 「DO YOU KYOTO ?」プロジェクト147万人推進事業
- こどもエコライフチャレンジ事業
- 太陽光発電普及促進事業
- 学校エコ改修と環境教育事業
- 森の力活性・利用対策～地球温暖化防止森林吸収源対策～
- 右京から考えるエコ交通～クルマとバス・地下鉄のかしこい使い方～
- 間伐材を利用した道路附属物の整備

回収を実施していただくと、回収拠点数に応じた助成金の交付制度があります。

今、世界で「DO YOU KYOTO ?」は、「環境にいいことしていますか?」という意味で使われています。



まちの美化の推進

- 不法投棄ごみ対策
- まちの美化活動やごみの散乱防止への支援
防鳥用ネット貸与、ボランティア袋配布

京都市民環境ファンドへの積立

● ファンドに積み立て将来の環境に資する中期的な事業に活用していきます。～具体的な使途について、市民の皆様からのご意見を募集しております。～

カラスや風などによるごみの散乱被害防止のために ～カラスネット貸し出します!～

概ね5世帯以上で利用されている収集場所ごとに、カラスネット(防鳥用ネット)を無償で貸与します。お申込みは、各まち美化事務所まで。申込用紙は、各区役所・支所のまちづくり推進課でも配布しています。

大(3m×4m)又は小(2m×3m)
原則1枚(定点の規模などにより2枚まで)貸与します!



【お問い合わせ先】まち美化推進課 1213 -4960

紙おむつ使用世帯等に対する、指定ごみ袋の配布

- 京都市では、以下に該当する方を対象にごみ指定袋(家庭ごみ用30リットル袋)の配布を行っています。
- 京都市の福祉施策(家族介護用品給付事業又は重度障害者日常生活用具給付事業)で紙おむつの支給を受けている方
 - 出生から満1歳までの新生児を養育する保護者で、京都市から出産お祝いレター及び子育て応援パンフレットが届く世帯
 - 在宅で腹膜透析を実施されている方(主治医の証明が必要)

【お問い合わせ先】まち美化推進課 1213-4960

まごころ収集

介護保険や障害福祉のホームヘルプサービスを利用されている方で、ごみ出しが困難である世帯に対するサービスとして、ご自宅の玄関先までごみの回収に伺う「ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)」を実施しています。ごみ出しがない場合は、登録された連絡先へ電話したり、希望される方には、インターホンで声かけするなど、利用者に配慮したサービスを行います。



【お問い合わせ先】
まち美化推進課 1213-4960

クリーンセンターへのごみの持込みについて

京都市内のご家庭から出るごみについては、ご自身で市の処理施設に持ち込むことができます。(重量に応じた持込手数料が必要です。)

持込ごみの受付時間等について

搬入場所	クリーンセンター(東北部, 東部, 南部)
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時から正午まで 午後1時から午後4時30分 まで
休所日	土曜日, 日曜日(平日の祝日は通常どおり受付)

【お問い合わせ先】
施設管理課 1212-9820



ごみを持ち込む前に

●各処理施設にごみを持ち込む場合、各施設専用の「搬入申告書」が必要です。事前に、以下の配布場所にて「搬入申告書」を入手し、鉛筆で記入を済ませてからお車でご来所ください。

搬入申告書配布場所

各クリーンセンター, 施設管理課, 各まち美化事務所,
各区役所・支所まちづくり推進課, 出張所

●東部クリーンセンターに持ち込むことができるごみは、醍醐・山科地区で排出されたものに限ります。
●東北部クリーンセンターにごみを持ち込む場合は事前に電話申請が必要です。 1741-9073 (事前申込み受付専用)

危険物の持込み禁止のお願い

注意 以下の危険物をクリーンセンターへ持ち込まれますと、爆発火災事故が発生する可能性があります。



携帯電話はリサイクルへ

不要になった携帯電話やPHSは、ごみとして捨てずに、右記のマークのある最寄りの携帯電話販売店などへお持ちください。



モバイルリサイクルネットワーク

回収された携帯電話等は、個人情報等のデータを消去して、再資源化事業者によって適正にリサイクル処理を行います。

ごみ箱に捨てる



お店に返却



携帯電話などには、金、銀、銅、パラジウムなど貴重な金属が含まれています。携帯電話やPHSを回収すれば、その限られた貴重な資源を100%リサイクルすることができるんだ!!



お問い合わせ先一覧

ごみに関するお問い合わせ・ご相談

お住まいの区の各まち美化事務所へお問い合わせください。(伏見区醍醐支所管内にお住まいの方は、山科まち美化事務所へお問い合わせください。)

- 北まち美化事務所 724-8881
- 東山まち美化事務所 541-2371
- 右京まち美化事務所 882-5787
- 上京まち美化事務所 441-2188
- 山科まち美化事務所 573-2457
- 西京まち美化事務所 391-5983
- 左京まち美化事務所 722-4345
- 下京まち美化事務所 311-4445
- 伏見まち美化事務所 601-7161
- 中京まち美化事務所 802-3270
- 南まち美化事務所 681-0456

し尿のくみとり

- 生活環境美化センター 681-5361
- 登録・手数料のお問い合わせ 691-4437

大型ごみ

- 大型ごみ受付センター
- 申込み(通話料無料) 0120-100-530
 - 携帯電話からの申込み(通話料有料) 0570-000-247

犬猫などのペットの死体

- 死獣受付センター
- 申込み(通話料無料) 0120-100-921
 - 携帯電話からの申込み(通話料有料) 0570-000-614

関係課

家庭から排出されるごみについて <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-5-0-0-1.html>

- 循環企画課 213-4930 (FAX :213-0453)
- まち美化推進課 213-4960 (FAX :213-4961)

京都市ごみ減量推進会議について

- <http://web.kyoto-inet.or.jp/org/gomigen/>
- 京エコロジーセンター活動支援室内 京都市ごみ減量推進会議 事務局 647-3444

～翻訳版あります。(There is an English version. 中文版(韓)글판 있습니다.)～
・各区役所・支所, 京都市国際交流会館に設置しています。
・It is set up in each ward office, branch office, and "Kyoto international Community House".
・各区政府・分所, 京都市国際交流会館設置中。
・각 구 관공서·출장소, 교포도시 국제교류회관에 설치하고 있습니다.



○添付資料4 現有処理施設の概要

焼却施設

名称	東部クリーンセンター	南部クリーンセンター第一工場	東北部クリーンセンター	北部クリーンセンター
所在地	伏見区石田西ノ坪2-18	京都市伏見区横大路八反田29	左京区静市市原町1339	右京区梅ヶ畑高鼻町27
竣工	S55.9	S61.6	H13.3	H19.1
処理能力	600t/24h (200t/24h×3)	600t/24h (300t/24h×2)	700t/24h (350t/24h×2)	400t/24h (200t/24h×2)
余熱利用	発電4,000kW×2 所内給湯, 暖房, 温水プール等への供給	発電8,800kW×1 所内給湯, 暖房, 横大路体育館への電力供給	発電15,000kW×1 所内給湯, 暖房	発電8,500kW×1 所内給湯, 暖房, 温水プールへの電力供給
その他				太陽光発電 230kW

破碎施設

施設名	南部クリーンセンター破碎施設	東部クリーンセンター破碎施設		東北部クリーンセンター破碎施設
所在地	伏見区横大路八反田29	伏見区石田西ノ坪2-18		左京区静市市原町1339
竣工	S48.1	S55.9		H13.3
処理能力	240t/6h (240t×1)	120t/6h (120t×1)	96t/6h (48t×2)	80t/6h (40t×2)
形式	回転式	回転式	せん断式	2軸せん断式
分別施設	磁選機	磁選機		磁選機

埋立処分地

施設名	東部山間埋立処分地 (エコランド音羽の杜)	大阪湾広域処理場 (京都市割当分)
所在地	伏見区醍醐上山田 他	大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)において,京都市割当分として,埋立容量380,238m ³ (平成元年度から平成33年度まで)を確保。
埋立地面積	約24ha	
全体容積	約4,500,000m ³	
埋立期間	H12.4~	

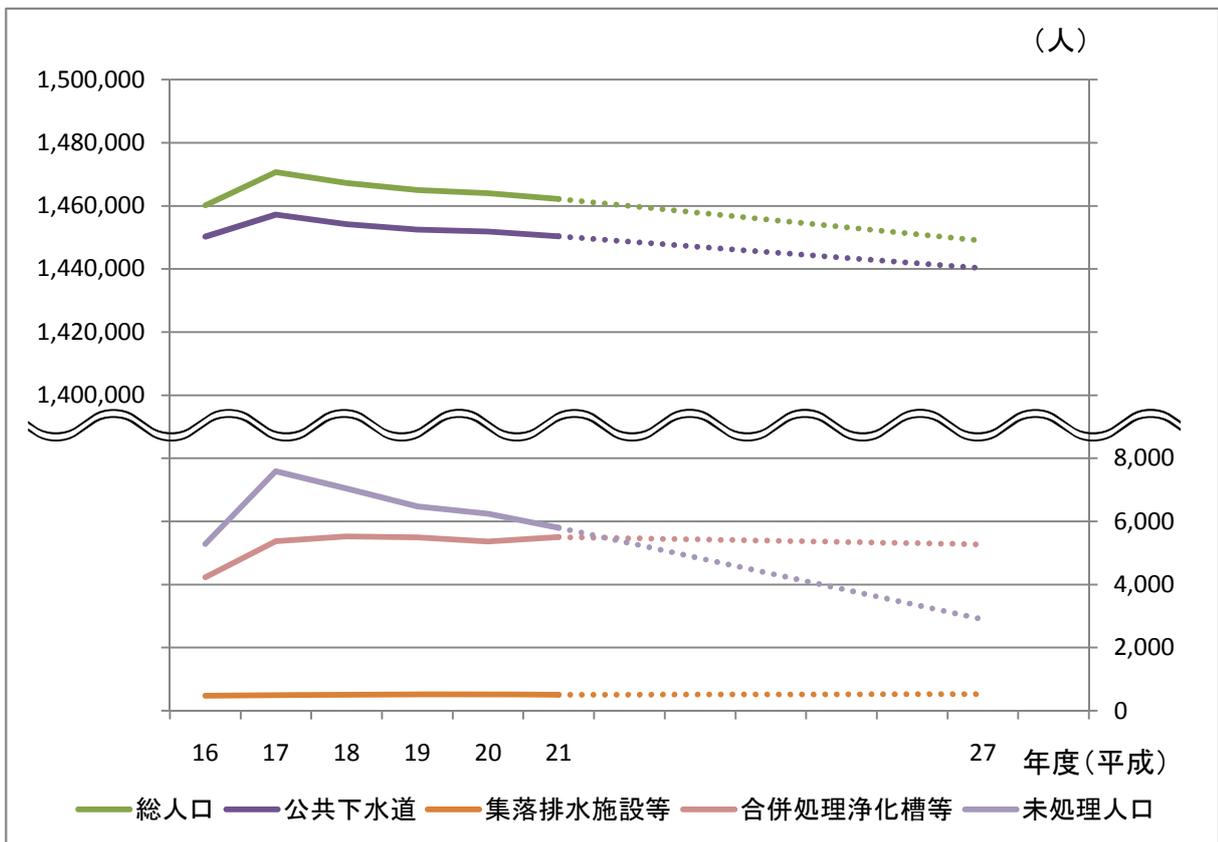
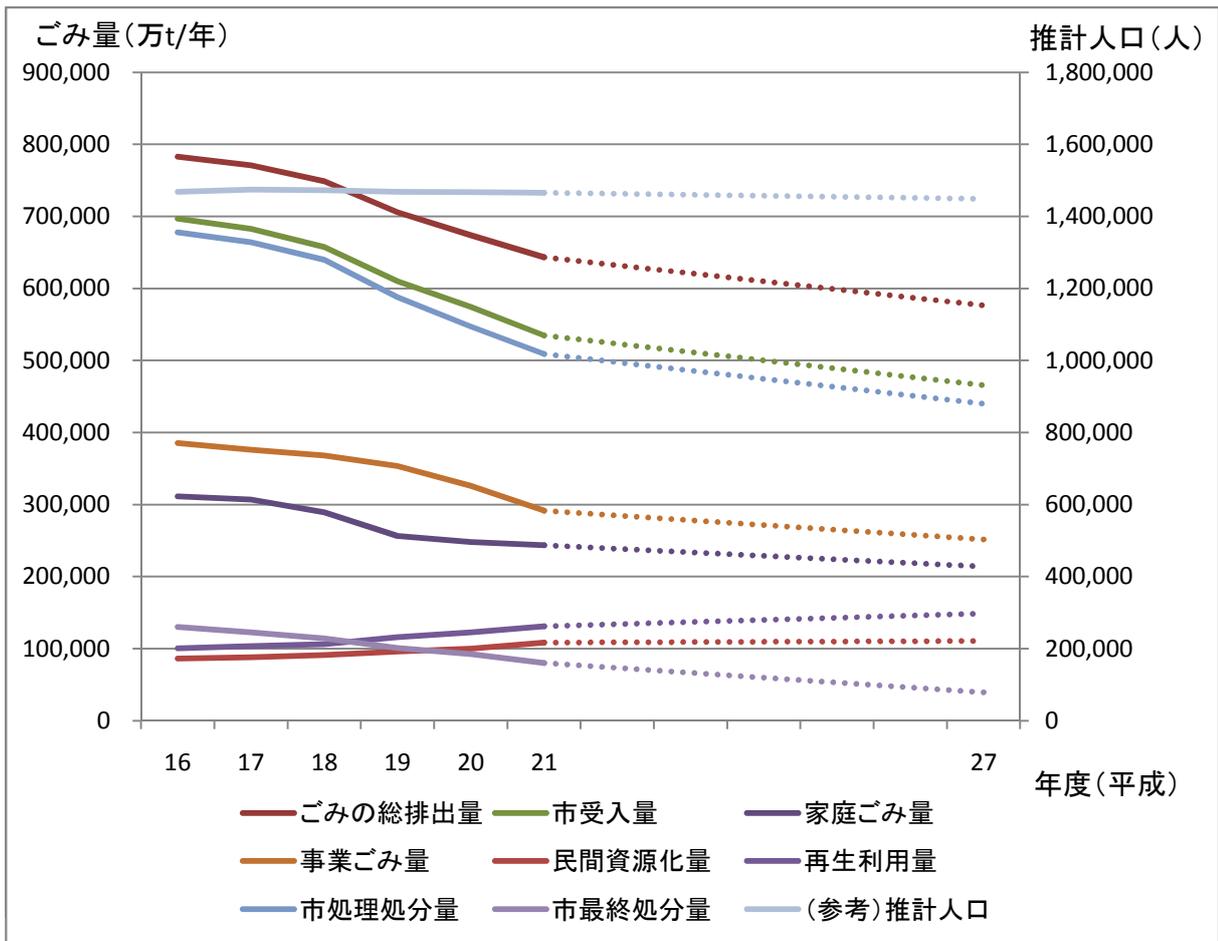
再資源化施設

名称	南部資源リサイクルセンター	北部資源リサイクルセンター	西部圧縮梱包施設	横大路学園
所在地	伏見区横大路千両松町477	右京区梅ヶ畑高鼻町27	西京区大枝杏掛町26	伏見区横大路千両松町277 他
竣工	H11.3	H19.1	H19.9	H19.10
処理能力	60t/5h (30t/5h×2)	40t/5h (20t/5h×2)	60t/15h (30t/15h×2)	20t/5h (10t/5h×2)
処理対象物	缶・びん・ペットボトル		プラスチック製容器包装	
名称	魚アラリサイクルセンター (おさかなエコ館)		廃食用油燃料化施設	
所在地	伏見区横大路千両松町205		伏見区横大路千両松町447	
竣工	H20.3		H16.5	
処理能力	33t/7h		5,000 /日	
処理対象物	魚アラ ⇒ 魚粉		廃食用油⇒バイオディーゼル燃料	

灰溶融施設

施設名	焼却灰溶融施設
所在地	伏見区醍醐陀羅谷1-138他
竣工	(平成22年度稼働予定)
処理能力	330t/24h
形式	都市ガス式

○添付資料5 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ



京都市地域 循環型社会形成推進地域計画 (平成23年度～平成27年度)

参考資料（様式）

- ・事業番号6 参考資料様式2（高効率原燃料回収施設）
- ・事業番号7 参考資料様式2（高効率原燃料回収施設）
- ・事業番号37 参考資料様式6（計画支援概要）
- ・事業番号8 参考資料様式1（リサイクルセンター）
- ・事業番号9 参考資料様式5（浄化槽系）
 - ・事業番号9補助資料 平成23年度浄化槽設置整備計画書

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	京都市
(2) 施設名称	施設の種別 : 高効率原燃料回収施設 施設名称 : 南部クリーンセンター第二工場（バイオガス化施設）
(3) 工期	平成 25 年度 ~ 平成 30 年度
(4) 施設規模	処理能力 約60 t/日 (30 t/日 × 2 系列)
(5) 形式及び処理方式	メタン発酵
(6) 余熱利用の計画	1 発電の有無 (有) (発電効率未定) ・ 無 2 熱回収の有無 (有) (熱回収率未定) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	「京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)」(平成22年3月策定)の施設整備計画に基づき、平成30年度中の竣工を目指して事業を進めている。 南部クリーンセンター構内敷地において、平成18年度末に休止した第二工場を建て替え整備することにより、将来におけるごみ処理能力を確保し、生活環境の保全及び「環境共生型都市・京都」の実現に寄与する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	(有) ・ 無

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	-
--------------	---

「高効率原燃料化施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収率及び発生ガス量	1 発生ガス回収率 150 Nm ³ /t以上 2 発生ガス量 9,000 Nm ³ /日以上
(11) 回収ガスの利用計画	発電・燃料利用 (予定)

(12) 事業計画額	6,629,851 千円
------------	--------------

※本計画期間内では3,160,038千円

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	京都市
(2) 施設名称	施設の種別 : 高効率原燃料回収施設 施設名称 : 南部クリーンセンター第二工場（焼却施設）
(3) 工期	平成 19 年度 ～ 平成 30 年度（一部先行着手）
(4) 施設規模	処理能力 約500 t/日 (250 t/日 × 2 炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続式
(6) 余熱利用の計画	1 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率20%以上予定) ・ 無 2 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収率未定) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	「京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)」(平成22年3月策定)の施設整備計画に基づき、平成30年度中の竣工を目指して事業を進めている。 南部クリーンセンター構内敷地において、平成18年度末に休止した第二工場を建て替え整備することにより、将来におけるごみ処理能力を確保し、生活環境の保全及び「環境共生型都市・京都」の実現に寄与する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	-
--------------	---

「高効率原燃料化施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収率 及び発生ガス量	1 発生ガス回収率	Nm ³ /t
	2 発生ガス量	Nm ³ /日
(11) 回収ガスの利用計画		

(12) 事業計画額	22,905,950 千円
------------	---------------

※本計画期間内では1,442,672千円

計画支援概要

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	京都市		
(2) 事業目的	高効率原燃料回収施設整備のため		
(3) 事業名称	ごみ質追加調査		
(4) 事業期間	平成23年度		
(5) 事業概要	メタン発酵残渣等を処理する高効率原燃料回収施設において効率的なエネルギー回収を行うためごみ質データを補完するもの。発注仕様書作成及び処理施設基本設計の基幹を成す調査委託として実施する。		
(6) 事業計画額	1,000 千円	千円	千円

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	京都市
(2) 施設名称	施設の種別 : リサイクルセンター（破碎・選別施設） 施設名称 : 南部クリーンセンター第二工場（選別資源化施設）
(3) 工期	平成 25 年度 ～ 平成 30 年度
(4) 施設規模	約180t/日
(5) 処理方式	破碎設備（高速回転式及び低速せん断式・予定）， 選別装置（磁選機及びアルミ選別機・予定）
(6) 地域計画内の役割	「京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)」（平成22年3月策定）の施設整備計画に基づき，平成30年度中の竣工を目指して事業を進めている。 南部クリーンセンター構内敷地において，平成18年度末に休止した第二工場を建て替え整備することにより，将来におけるごみ処理能力を確保し，生活環境の保全及び「環境共生型都市・京都」の実現に寄与する。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 ・ (無)

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその利用計画	-
---------------------	---

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	-
---------------	---

「ストックヤード」を整備する場合

(10) スtock対象物	-
---------------	---

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	<p>① 分別収集改修拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの分別収集・処理方式 ・ ごみ容器の種類・設置基数 ・ 建築物の構造 <p>② 小規模ストックヤードの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設規模 ・ スtockの対象物 <p>③ 簡易プレス機の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理方法 ・ 処理能力 ・ 設置場所 <p>④ 電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入台数 ・ 運行計画
-----------------------	--

(12) 事業計画額	8,592,226 千円
------------	--------------

※本計画期間内では573,024千円

施設概要 (浄化槽系)

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	京都市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	浄化槽設置の普及を図り生活環境の悪化及び公共用水域の汚濁の防止に寄与することを目的とする。 専用住宅等に浄化槽を設置することが設置者に過度の経済的負担となり、設置促進を妨げる恐れがあるため、補助金を交付することで普及促進に努める。
(4) 事業期間	平成23年度～平成27年度
(5) 事業対象地域の要件	ア 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項の認可又は同法第二十五条の三第一項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域であって、次の(ア)から(キ)のいずれかに該当する地域であること。 (ア) 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第二項に規定する指定地域 (ウ) 水道水源の流域 (キ) その他人口増加が著しい等前記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 100,810千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	100基 (500人分)	基	33,200千円	41,500千円	33,200千円
6～7人槽	65基 (455人分)	基	26,910千円	33,670千円	26,910千円
8～10人槽	40基 (360人分)	基	21,920千円	27,400千円	21,920千円
11～20人槽	20基 (300人分)	基	18,780千円	23,480千円	18,780千円
21～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合計	225基 (1,615人分) 改築を除く	基	100,810千円	126,050千円	100,810千円

【浄化槽市町村整備推進事業の場合】

区分	交付対基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	基 (人分)	基			
6～7人槽	基 (人分)	基			
8～10人槽	基 (人分)	基			
11～15人槽	基 (人分)	基			
16～20人槽	基 (人分)	基			
21～25人槽	基 (人分)	基			
26～30人槽	基 (人分)	基			
31～40人槽	基 (人分)	基			
41～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
事務費等	必要に応じて区分名を修正して記載				
合計	基 (人分)	基			

- 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較
(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口 _____

市町村世帯数 _____

対象地域人口 _____

対象地域世帯数 _____

	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付 (様式は自由)

様式2

平成23年度浄化槽設置整備計画書

新規・〇継続（平成元年度から）
都道府県名 京 都 府

- (1) 事業主体名 京 都 市
- (2) 事業主体が一部事務組合の場合（構成市町村名)
- (3) 整備計画の方針（浄化槽の整備対象地域の設定の方針，各種生活排水処理施設の整備区域の設定方針，浄化槽の面的整備の推進に関する方針等を簡潔に記載すること。）
本市においては，公共下水道の整備率が高く，平成21年度末現在の人口普及率は，99.2%となっている。また，平成7年度から市街化調整区域の一部の整備も行っている。
しかし，北部地域等の山間部を中心に公共下水道未整備地域があり，これらの地域を浄化槽の整備対象地域と設定し，生活排水の処理を進めることとしている。
- (4) 浄化槽設置整備事業の概要
ア. 事業の実施目的及び内容
公共下水道未整備地域において，生活様式の変化等により生活排水に起因する汚濁負荷が大きくなっていることから，生活排水対策の一環として，浄化槽の普及を図り，公共用水域の汚濁防止及び生活環境の改善に寄与することを目的とする。
浄化槽の整備にあたって，特に専用住宅等に設置される浄化槽にあっては，設置者に対し過度の経済的負担となり，浄化槽の設置促進を妨げる恐れがあるため，補助金を交付するにより浄化槽の普及促進に努める。
イ. 事業の対象地域（添付地図）
下水道法第4条第1項の規定により公共下水道管理者が公共下水道の事業計画の認可を受けた区域以外の地域及び農業集落排水の事業計画区域外

ウ. イのうち国庫補助対象となる地域
 公共下水道認可区域以外の地域 (別紙1)

別紙1

事業の対象地域及び国庫補助対象となる理由
 事業の対象地域

公共下水道の認可区域以外の地域

国庫補助対象地域	理由	由
北区 中川・小野郷地区	(ウ) 水道水源の流域	
雲ヶ畑地区	(ウ) 水道水源の流域	
左京区 花脊・広河原地区	(ウ) 水道水源の流域	
久多・大原百井地区	(ア) 湖沼法の指定地域 (ウ) 水道水源の流域	
右京区 水尾地区	(ウ) 水道水源の流域	
京北地区	(ウ) 水道水源の流域	
西京区 大原野地区の一部	(ウ) 水道水源の流域 (キ) その他, 雑排水対策を推進する必要があると認められる地域	
その他の地区	(ウ) 水道水源の流域 (キ) その他, 雑排水対策を推進する必要があると認められる地域	

※国庫補助対象となる理由

(ア) 湖沼法の指定地域 (琵琶湖に流入する安曇川水系の上流域)

(ウ) 水道水源の流域 (淀川水系の上流域)

(キ) その他, 雑排水対策を推進する必要があると認められる地域

(農・山村集落が散在しているが, 近年市街地域から居住が移り, 人口増加が認められ, 雑排水対策を促進する必要のある地域)

エ. 浄化槽の整備状況（平成21年度実績）

京都市

①	浄化槽設置基数	66基
②	補助対象実績基数	23基
③	上記のうち個別排水処理施設整備事業	0基
	小規模集合排水処理施設整備事業	0基
	補助対象外の都道府県及び市町村による単独事業	0基
	浄化槽事業実施率 $(② / ①) \times 100$	34.8%

注) ②については、浄化槽市町村整備推進事業に係るものを含む。なお、これには地方単独事業（個別排水処理施設整備事業及び小規模集合排水処理施設整備事業又は国庫補助事業の対象とはならない都道府県及び市町村による単独事業）に係る基数も含み記入し、地方単独事業分について別掲とすること。

オ. 平成23年度の整備基数の設定にあたっての考え方（上記エ. ③との関連を含め記述すること。）

平成21年度の浄化槽の設置基数は66基で、補助対象地域での設置基数は25基あり、そのうち23基を補助した。年間の浄化槽設置基数は、数年ほぼ横ばいであるが、今後、様子を見ながら整備基数の増加等の検討を行っていききたい。

(5) 浄化槽設置整備事業の整備計画

ア ○有 京都市 (11年度 ~ 22年度) 無 (年度策定予定)

イ 整備状況

21年度整備人口／全体整備計画人口 (%)
京都市 61人 / 1,325人 = 4.6%

20年度までの整備人口／全体整備計画人口 (%)
京都市 2,826人 / 4,151人 = 68.1%

ウ 具体的な計画

	整 備 計 画	1 6 年度まで実績	1 7 ~ 2 2 年度 (2 2 年度は見込み)	2 3 ~ 2 7 年度
総事業費 (整備計画人口)	京都市	45,900千円 計画人口 (765人分)	20,340千円 処理人口 (339人分)	
	京北町	890,000千円 計画人口 (3386人分)	445,178千円 処理人口 (2067人分)	126,050千円 人槽数 (1,615人分)
	合計	935,900千円	465,518千円	
選定額	京都市	44,154千円	19,512千円	
	京北町	715,700千円	293,957千円	100,810千円
	合計	759,854千円	313,469千円	
国庫補助所要額	京都市	14,718千円	6,504千円	
	京北町	238,566千円	102,298千円	33,600千円
	合計	253,284千円	108,802千円	

※平成 17 年 4 月 1 日付けで、旧京北町と京都市が合併した。

(6) 国庫補助対象となる施設の整備規模及び選定額
①浄化槽（23年度～27年度）

人槽区分	補助対象基数 (人分)	基準額 (A)	対象経費 支出予定額 (B)	選定額
5人槽	100基 (500人分)	33,200千円	41,500千円	33,200千円
6～7人槽	65基 (455人分)	26,910千円	33,670千円	26,910千円
8～10人槽	40基 (360人分)	21,920千円	27,400千円	21,920千円
11～20人槽	20基 (300人分)	18,780千円	23,480千円	18,780千円
21～30人槽	基 (人分)	円	円	円
31～50人槽	基 (人分)	円	円	円
51人槽以上	基 (人分)	円	円	円
合計	225基 (1,615人分)	100,810千円	126,050千円	100,810千円

※「水道原水水質保全事業に関する法律」に基づき設置されるものについては、
上段に（ ）書きで再掲すること②・③についても同じ。

② 変則浄化槽

人槽区分	補助対象基数 (人分)	基準額 (A)	対象経費 支出予定額(B)	選定額
5人槽	基 (人分)	円	円	円
6~7人槽	基 (人分)	円	円	円
8~10人槽	基 (人分)	円	円	円
11~20人槽	基 (人分)	円	円	円
21~30人槽	基 (人分)	円	円	円
31~50人槽	基 (人分)	円	円	円
51人槽以上	基 (人分)	円	円	円
合 計	基 (人分)	円	円	円

③ 既設の浄化槽の改築

改築規模	基準額 (A)	対象経費 支出予定額(B)	選定額
人槽	円	円	円
合 計	円	円	円

(7) 豪雪地帯特別措置法
該地域なし

(8) 予算措置の状況
予算計上額又は予定額 (23年度) 14,612千円

(9) 国庫補助金所要 (23年度)

総事業費	寄付金その 他の収入額	差引額 (A-B)	基準額	対象経費 支出予定額	選定額	国庫補助 基本額 (CとFを 比較してい ずれか少な い額)	国庫補助 所要額 (G) ×補助率	備考
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	
25,210	0	25,210	20,162	25,210	20,162	20,162	6,720	

(10) 維持管理等に関する市町村の関与の有無

ア. 維持管理費用に対する補助 有 ・ ○無 ・ 検討中

(該当するものに丸をつけ、有の場合は、①～⑦の事項についても記入すること。)

- ① 維持管理助成の位置付け (例: 条例, 要綱等)
- ② 維持管理助成の対象 (例: 浄化槽, 国庫補助による浄化槽のみ)

助成対象の経費 (例: 法定検査費, 清掃費, 一定額)

助成の期間 (例: 設置後3年)

助成費の支払い方法 (例: 維持管理組合 (協議会) を通じて交付)

平成21年度の助成費の決算見込み額

助成基数 件 千円

イ. 維持管理に関する組織 有 ・ ○無 ・ 検討中

(該当するものに丸をつけ、有の場合は、①～⑤の事項についても記入すること。)

① 維持管理組織の名称

② 設立年月 年 月

③ 設立根拠 (例: 規約等)

④ 組織の単位 (市町村単位, 地区単位, 集落単位等)

⑤ 活動内容

- ・ 保守点検, 清掃, 法定検査の契約等の代行 有 ・ ○無
- ・ 普及啓発 有 ・ ○無
- ・ その他 ()